

目 次

幹事長挨拶

今年度の活動を振り返って…………… 令和元年度 法友倶楽部幹事長 橋口 玲 2

大阪弁護士会副会長挨拶

副会長折り返し…………… 令和元年度 大阪弁護士会副会長 林 裕之 4

特集 [交流会] 法テラスについて聞く

日本司法支援センター大阪地方事務所  
福原哲晃所長、満村和宏副所長インタビュー…………… 永井誠一郎・大原 靖史 6

特集 弁護士のライフプラン

…………… 中島 裕一・福本 隆史 14

日弁連行事報告

第21回日弁連業務改革シンポジウム開催について…………… 桂 充弘 23  
第2分科会 やったきた！もうすぐ実現、e裁判。次はAI考えよう。… 大原 靖史 25  
第5分科会 行政手続における弁護士の関与業務の展開…………… 永井誠一郎 27  
第10分科会 民事信託の実務的課題と弁護士業務…………… 宮崎 誠司 29  
人権を語り合う2日間—日弁連人権擁護大会 in 徳島—…………… 大橋さゆり 31

大弁行事報告

大阪弁護士会大運動会—三冠への道—…………… 町野 達也 35

法友倶楽部行事報告

夏だ！ビンゴだ！マジックだ！—2019法友倶楽部ビアパーティー—  
…………… 2019年度 法友倶楽部副幹事長 秋吉 忍 37

## 委員会レポート

---

親睦 友新会120周年記念 ボウリング大会 .....	南 力斗	39
親睦 阪堺電車貸切イベント報告 .....	入江 貴之	40
親睦 岡田浦港地引網体験&BBQに行ってきました!! .....	青木 佑馬	41
親睦 フラワーアレンジメント教室 .....	植田かおり	43
親睦 5年ぶりのHGC優勝—早起きも実力のうち— .....	金 泰弘	45
法曹交流 インハウス弁護士との交流会 .....	岡村亜衣子	47
研修 令和元年度法友倶楽部第2回研修 ヨガ研修 .....	千葉あすか	48

## ジュニア部


---

ジュニア部活動報告～ボルダリング体験など～.....	増田 力	49
----------------------------	------	----

## シリーズ

---

結婚しました .....	土井 一磨	51
出産しました .....	薛 史愛	52
開業しました .....	星野 峻三	54

入会しました～よろしくお願ひします～  .....		56
---	--	----

木村 光伸 三津谷周平 小柳津 緑

## 法友グルメ手帖

---

第10回 竹岡富美男先生 隠れ家訪問記～北浜 おつる～ .....	高尾 奈々	58
-----------------------------------	-------	----

幹事会・総会議事録 .....		62
-----------------	--	----

### 編集後記

満村和宏 永井誠一郎 中島裕一 大原靖史 高尾奈々

# 今年度の活動を振り返って

令和元年度 法友倶楽部幹事長 橋 口 玲



1 積極的な行事等への参加ありがとうございます。

本年度は、これまで、各行事に多数の方にご参加頂いており、この場を借りて、御礼申し上げます。

まず今年度の取り組みとして、幹事会を全て昼に設定致しました(冬の総会前のみ、出席の便宜を考え、夕方に設定頂きました)。また、資料の紙配布は申し出があった方のみとし、原則事前の資料配布と画面で見て頂く形に変更を試みました。紆余曲折はありましたが、大きな画面で見ながら幹事会を進めることができるのは、解りやすいですし、無駄になった紙を捨てなくて済みます。皆様のご理解に感謝致します。

また春の総会でも多く参加頂きましたし、規約上許される年2回の省エネ開催で、冬の総会を催します。機動的な総会の開き方を許容した規約の実行に試験的に取り組ませて頂きました。これも皆様のご理解の結果と思っております。

さて、夏のビアパーティでは、150名近くの方々、会員、事務局、家族の方々に参加頂きました。天禄-大川先生一座の方々によるテーブルマジックをお楽しみ頂きましたでしょうか。皆さんが集まることのよさが実感できた会でした。

運動会もジュニアを中心に頑張りました。弁護士会内のリレーは何と一位、綱引きも一位となんとも素晴らしい結果を出して頂きました。今後の法友運動部の活躍に期待するところです。

また、ジュニアでは、福原法テラス大阪所長、満村同副所長の両先生に法テラスの理念とあり方についてつっこんだ説明を頂き、ジュニア会員も活発に質問議論するという会に多数参加頂き、中身も充実しておりました。ジュニアの方々の参加にいつも感謝しております。

親睦委員会も頑張っ頂いています。念願の阪堺電車貸切企画では、法曹同志会の方々も迎え、楽しみました。漁業体験では、サメや

---

タコの生け捕りに、参加されたお子様も大興奮でした。フラワーアレンジメント企画もすっかり定着したのだと思います。

研修委員会では、7会派合同の企画に参加しました。会派だからこそできる企画を合同で行うことも意味があるし、薬物治療の第一線にいる現場の方のご講演は、新鮮でした。弁護士会内で開催したヨガ教室も顔ヨガに興味をもって頂けたと思います。軽重問わず、会派だからこそできる企画の実践に感謝しています。

法曹交友委員会では、インハウスの方々に日頃の業務を語って頂く企画は、自らの業務との比較ができ、これも新鮮でした。

企画委員会では、毎月に近い開催（これは近年稀にみることだと思います）で、弁護士会内外の課題への報告や実践への道のりを模索する会になっています。広報委員会には、ご負担をおかけしつつ、広報の在り方について議論やアンケートを実施して頂き、あるべき道を探って頂いております。春秋会では、HPに会報を掲載することで、電子化をし、紙の削減に取り組んでいます。我が法友も、アーカイブ化を折角昨年度実施したのですから、同様の取り組みの方向性があるのもいいのではないかと思います。急がず、でも確実に道を探って頂けたらなと思います。

来年度の90周年に向けた取組み、準備も活発に議論され、準備が進んでいることに感謝しています。

## 2 今後の活動についてお願い

広報の在り方についての議論がいずれかに着地し、方向性が見えれば、又は、並行して、会費についての議論が将来あってもよいと思います。会派が活発に活動するには、会費に基づく財政的な基盤が必要ですし、会派を代表して日弁連総会に行く人への交通費負担等、あるべき姿が議論されてよいと思われませんが、支出の多くを占める会報の在り方をまずは会員全員で検討することと致しましょう。紙で手に取ることの暖かさを知り、他方、あるべき会派の在り方を自由に語り合うことができる法友倶楽部だからこそ、急がず、でも確実に、変わるべきところは変わる会派であってほしいと願います。

残りの3か月余りも宜しくお願い致します。



## 副会長折り返し

令和元年度 大阪弁護士会副会長 林 裕 之



静と動、明と暗、緩と急、人は相対評価の中で生きており、真逆の比較対象があるほどに感動的である。

法友倶楽部の皆様、おはようございます。令和元年度副会長の林裕之です。Kてらさん、Hやしさん入魂のガンダム熱唱を拝聴しながら思いついたことを書きました。

副会長デビューから半年が経過しました。そろそろ「次年度」とか「引継」なんていう甘美な響きが聞こえはじめています。というわけで、今回も私目線の副会長業務をガラガラとお伝えしたいと思います。

前回の記事は、予算が終わって、次は憲法9条の意見書に取り組むぞ！ってところで終わっておりました。この憲法9条意見書、結論から申し上げますと、7月4日に発出することができました！そこで、大阪弁護士会の意思形成過程がどうなっているのか、ご存知でない方もいらっしゃると思いますので、少し経過を書かせていただきます。

憲法9条意見書については、2年以上前から議論がされていたようですが、憲法問題特別委員会から意見書案が正式に提出され、今年度執行部による本格的な検討が始まりました。予算の後半と重なりかなり大変でしたが、担当副会長である私は全力投球で取り組み、憲法問題特別委員会の皆様と、意見書の目的、内容、発出時期、宛先等について議論させていただきました。特に内容については、まだまだ勉強不足であった私のために委員会とは別に勉強会の時間を設けていただくなど、大変ご配慮いただきました（委員長、事務局長をはじめ、委員の皆様、本当にありがとうございました）。

そして5月30日、憲法問題特別委員会の意見書案を、副会長会に議案上程し、同委員会のご意見・ご見解や私の考え・方針を説明し、副会長間で議論しました。その後6月3日の正副会長会、6日の副会長会、10日の正副会長会と、相当の時間を取って集中審議し、様々な意見が出されました。途中、挫けそうになる場面もありましたが、なん

とか13日の副会長会で執行部による修正案が承認され、17日の正副会長会で会長の承認を得ました。私は、その足で同日12時からの憲法問題特別委員会の事務局会議に出席して報告し、憲法問題特別委員会の方でも、直ちに同事務局会議やML等でご検討いただき、執行部修正案について前向きな修正意見と共にご了承いただきました。その後、憲法問題特別委員会のご意見に基づく修正、宛先等の検討を経て、6月24日の正副会長会で最終案の承認がなされました。ここに至るまでホント大変でしたが、執行部と憲法問題特別委員会が一丸となった感じがして、嬉しさと頼もしさがありました。

次は常議員会です。当時、参議院選挙が迫っており、自民党が憲法改正を争点とすることを明らかにしていましたので、その投票日前に意見書を発出することを目指しました。投票日は7月21日が濃厚であり、逆算すると7月3日の常議員会でご決議いただく必要がありました。そこで少しでも早くご検討いただくために、通常配信より早い時期に議案書等を配信しました。議長・副議長を含め、常議員の皆様には無理なスケジュールでのご審議、大変ご迷惑をおかけしました。

7月3日、常議員会当日。議論は白熱し、1時間以上に及んだかと思えます。常議員の皆様から、鋭いご質問、厳しいご批判、そして暖かいご意見等をいただきました。あくまで今思い返せばですが、本当に充実した楽しい時間でした。最終的に、一部修正動議により憲法9条意見書のご決議をいただくことができました。すべての皆様に感謝を申し上げたい！本当にありがとうございました！

7月4日、憲法9条意見書を発出しました。奇しくも参議院選挙の公示日です。同日15時から初めての記者レクも行い、1時間くらい興奮気味にしゃべりました。また、一部の新聞では私の写真（大きめ）付きで扱っていただきました。

私の自己満足話をここまでお読みいただき、ありがとうございます。これほど議論する案件は少ないのですが、会長、副会長は、結構多くの案件を、それなりの時間をかけて議論して決めています。当会の活動は、多くの人が多く時間をかけた成果です。皆さん自身の日常業務や日常生活にほとんど関係ないかもしれませんが、そんなことをちょっと想像しながら、月刊弁護士会などを流し読みしてみてください。

というわけで、ベクトルの向きは別にして何事にも全力投球をモットーに、私なりに真面目にやっていますので、今後ご指導とご協力のほど、よろしく願います。

# 法テラス について聞く

interviewee



福原哲晃 先生 日本司法支援センター  
大阪地方事務所 所長  
29期



満村和宏 先生 同副所長  
41期

令和元年10月29日、法友倶楽部ジュニア部の例会に日本司法支援センター大阪地方事務所（法テラス大阪）から福原哲晃所長と満村和宏副所長をお招きし、若手会員が感じる法テラスに関する日頃の疑問や質問についてお答え頂く交流会を開催しました。本特集では、交流会における質疑応答の一部を紹介しますので、今後の弁護士業務の参考にして頂けたら幸いです。

福原所長及び満村副所長が当会派に所属するため、当会派において今回のような交流会を開催しましたが、他会の若手会でも同様の交流会開催の希望があれば是非他会でも参加させて頂きたいとのことです。

## 1 総論

**Q** 2006年に法テラスが設立されるまでの間、資力の乏しい方はどのように弁護士に依頼していたのでしょうか。私が弁護士になったときには既に法テラスが存在していたので、その前がどうなっていたのか気になります。

日本弁護士連合会が中心となって昭和27年に設立された財団法人法律扶助協会が長年にわたって民事法律扶助を行ってきました。現所長が弁護士になる前から民事法律扶助制度はありました。扶助協会には政府から一定の補助金が交付されていましたが、主体は民間の財団法人に過ぎませんでした。

それが平成10年代にさまざまな司法制度改革が行われ、その一環として「リーガルエイド」の充実が目指されました。平成12年の民

事法律扶助法の施行により、民事法律扶助が国の責務とされるに至りました。そして平成16年に総合法律支援法が成立し、平成18年4月に法テラスが設立され、同年10月から民事法律扶助業務について扶助協会から引継いで業務を実施しています。

民事法律扶助は、弁護士費用を払えない貧困層が泣き寝入りしないための『公助』という位置付けです。富裕層は自費負担（『自助』）で費用を負担できるでしょうが、どちらにも当てはまらない中間層のために弁護士費用保険による『共助』がもっと発展して欲しいと考えています。

ちなみに、公助・自助・共助という考え方をご紹介したので、ここでついでに共助としての弁護士費用保険の話もしておきます。弁護士費用保険は、自動車事故のものがよく知られていますが、最近はさらに種類が増え、暴行等による被害、自転車事故、遺産相続、労働・離婚・借地借家・人格権侵害の場合にも使える保険・特約も登場しています。依頼

者の方は、自分の入っている保険に気が付いていない場合もあるので、会員の皆さんは、依頼者からその分野の相談を受けたときには、必ず尋ねるようにしてください。

**Q** 法テラスの報酬が安すぎます。何とかありませんか。

地方事務所を運営する側としても報酬が低すぎるという問題意識はもちろん持っています。業務量に対して妥当な金額をお支払いしたいと常々思っております。

しかし、地方事務所だけでは何ともできないというのが実情です。弁護士費用の額を定める業務方法書が法規としての拘束力を有するため、地方事務所はこれに反する運用ができません。そのため、財務省等の各関係機関との調整を経て、法務省が増額を認可して業務方法書が変わらない限りどうにもできないのです。そこで、報酬の不満については、日弁連を通じた是正を求める活動を期待するほかに、各地方事務所ではどうにもできません。

最近だと、刑事事件での大阪の謄写業者の費用が1枚45円に上がった際に、1枚40円までしか支給しない（5円は弁護人の自己負担になる）のはおかしいという声を上げたのですが、対応してもらえませんでした。そのようなおかしいことについては各弁護士がどんどん声を上げて日弁連が動くように働きかけて頂きたいのです。

法テラスの職員も心苦しいと感じながらも、業務方法書に定められたルールに従うしかないという事情はご理解ください。担当職員に怒りをぶつけるようなことは絶対にしないでください。審査に不満があるときは、不服申立て、法テラスの制度・運用に関する不満は

事務所宛に「書面」でご提出ください。職員に個別にご意見を述べられても具体的な対応を取ることはできません。

また、審査する側としては、できる限り困難案件加算をしてあげたいという気持ちもあります。しかし、後述するとおり、報告書に詳細に書いてもらわないと困難案件加算はできません。**事件処理に特別な苦労を要したことは是非とも終結報告書に書いてください。**事件処理自体の苦労だけでなく、依頼者との信頼関係を維持するのに苦労したという事情も書いてもらえれば考慮できるかもしれません。なお、日弁連の調査によると大阪は民事扶助事件について困難案件加算がなされる比率が比較的高いようで、大変誇らしいことだと思っています。

業務方法書により、報酬基準自体は全国一律で、地域によって差がつけられているということはありません。しかし、報告書を読んで審査し、判断するのは最終的には人間であるということにもご留意いただき、読み手に伝わる文章、心を揺さぶる報告書を起案していただきたいと思います。

**Q** 法テラス設立後に弁護士への依頼件数等は増えているのでしょうか。

民事法律扶助の件数は確実に増えています。法律相談援助件数については、扶助協会による事業の最終年（平成17年）の件数は102,531件、法テラスが通年で事業を行った初年度（平成19年）の件数は147,430件、直近の平成30年度の件数は314,418件です。法テラスが事業を開始したときに急増し、それ以降も年々増加し、この10年余りで2倍を超える増え方です。平成26年度以降、毎年過去最高件数を更新しています（図1-1）。

図1-1 法律相談援助件数の推移

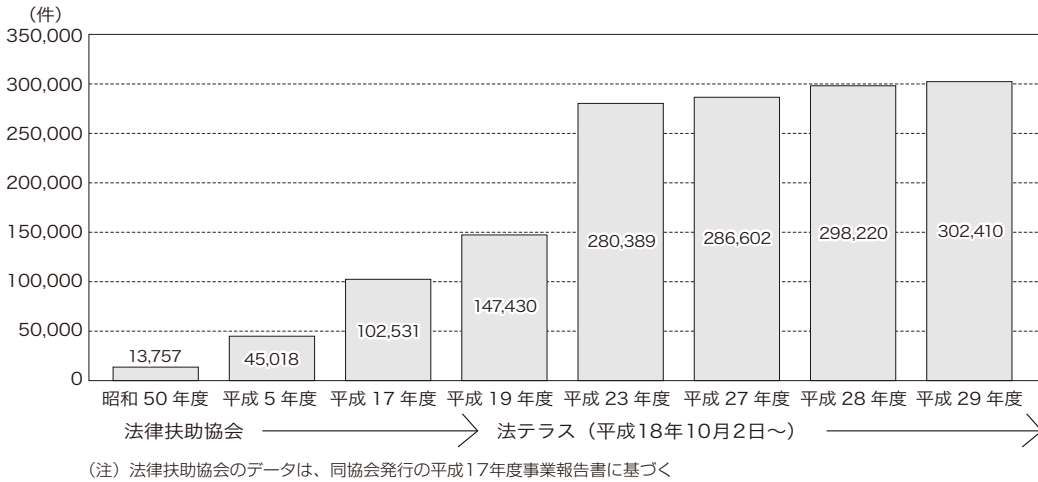
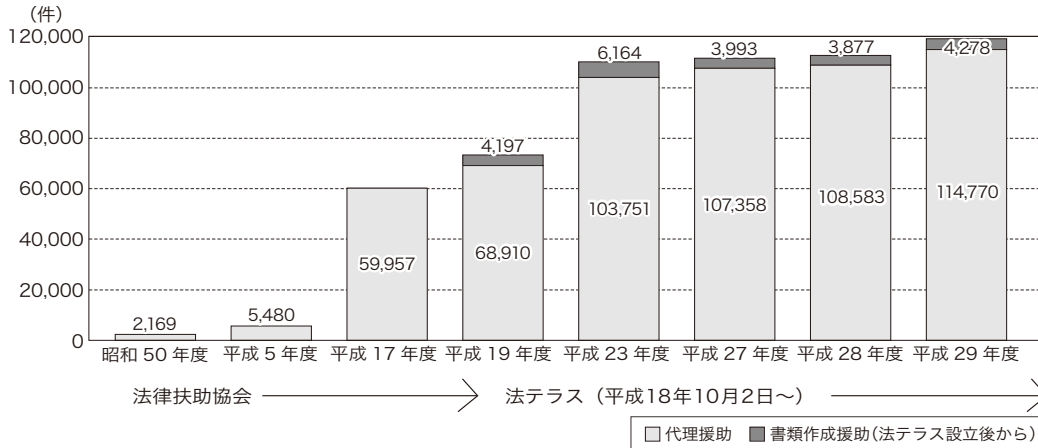
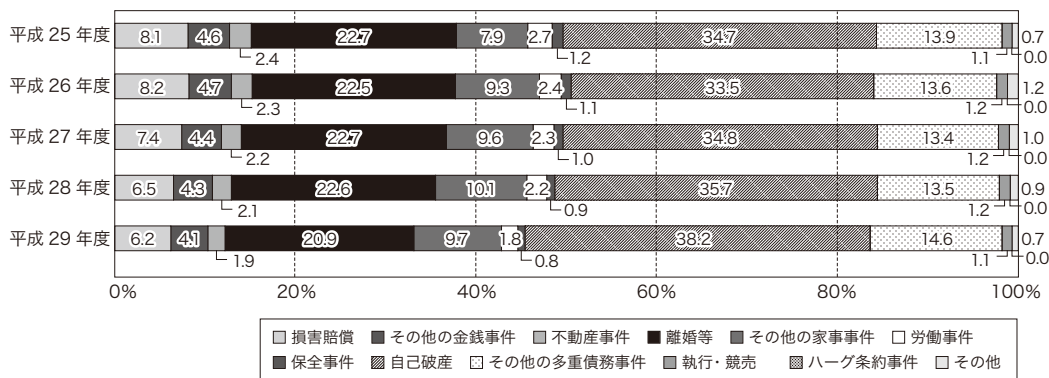


図1-2 援助件数の推移



(出所：法テラス白書平成29年度版43頁)

図2 代理援助の事件別内訳の推移



代理援助の件数も平成17年に59,957件だったのが平成30年には116,049件と2倍近くになっています(図1-2)。

なお、事件内容としては、自己破産を含め

た多重債務事件が約4割、離婚を中心とした家事事件が約3割を占めています(図2)。

この点について、法テラスの運営側の弁護士として我々が感じている点を少し付け足し



ます。法テラスは、総論で述べた通り、貧困層を助ける公助の制度であるべきものです。では、利用件数が増えていることが直ちに貧困層への浸透を意味するのかわかれると、それはなかなか難しい問題であると思っています。

というのも、現在の法テラスの資力基準は、やや緩く、利用件数増加の原因は中間層の利用者が増加したことにあるのではないかという意見もあるからです。

この資力基準については、仮に立法論を考えてみても、だからといってただ厳しくすればよいというものでもないでしょうし、ではどこで線引きするべきかといわれると、これは難しい問題で、痛しかゆしのところがあると思っています。

なお、資力基準の問題自体にも、皆さんは関心のあるところだと思いますが、これも業務方法書に定められている事項であり、改正には法務省の認可があるので、それが無い限り我々にはどうしようもないことです。そのことはご理解ください。

**Q** 法テラスは赤字にならないのでしょうか。被援助者への立替金はきちんと返還されているのでしょうか。

法テラスの決算状況は毎年法テラス白書で公表されていますが、それをご覧になればわかる通り赤字とはなっていません。

法テラスは民事法律扶助業務、国選弁護関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営にかかる予算の約7割が国費で賄われています。国費が投入されている結果、赤字にはなっていません。

他方、法テラスとしても、民事法律扶助業



務において発生した立替金の償還金や一般からの寄付金などの自己収入の確保に努めています。

償還率に関する正確な統計はありませんが、償還猶予を除いて毎年の立替額と償還額を比較してみると9割前後の割合で償還されていることとなります。立替金の回収は、場合によっては、支払督促の申立てをすることもあります。

**Q** 重要事項説明書の説明にかなりの時間を要してしまいます。もう少しポイントを絞ったものに改定できないでしょうか。

重要事項説明書は、被援助者から問い合わせが多い点、トラブルになりやすい点に絞ってまとめています。受任者の弁護士にはご負担をおかけしますが、専門家の説明責任も問われる時代なので、各弁護士の身を守るためにもご協力をお願いします。

法テラスの重要事項説明書に限らず、「説明書」と名前の付く書類は、どれも共通して言えることですが、盛り込む内容が最初に比べて段々増えていく傾向にあります。そのため、ご質問の「ポイントを絞ったものに改定できないか？」という点に対する回答は、残念ながら「仕方がない」ということとなります。

## 2 自己破産事件

**Q** 自己破産事件で「事件の性質上特に処理が困難」であれば着手金増額があり得るが、どのような事情がこれに当たるのか。また、どのような記載があれば増額幅が大きくなり得るのか。基準のようなものがあれば教えてください。

破産管財事件に移行したという事情だけでは困難案件加算が出来ないというのが法テラス本部の統一の方針です。法テラス大阪もその方針に従っています。

そのため、管財事件に移行した場合には、報告書にきちんと困難であった点を記載するようにしてください。面倒かもしれませんが、報告書に書かれていない事情は考慮できませんし、後で不服申立てするのも大変でしょうから、最初にきちんと記載するよう心掛けてください。

処理が困難な事情としては下記の事項を参考に詳細に記載してください。

- (1) 被援助者が事業者で事件処理に特に労力を要した場合。
- (2) 貸金請求訴訟等に対応した場合。ただし、実質的な活動を伴う出廷1回につき1万1000円程度とする。
- (3) 過払金請求訴訟の控訴審、強制執行等を行った場合。
- (4) 債権者・関係者に特別の対応が必要だった場合。
- (5) 不動産の売却等に関与した場合。
- (6) 免責不許可事由があり特別の対応が必要であった場合。
- (7) 抗告に対応した場合。



- (8) その他事件の処理に特段の労力を要する事情が認められる場合。

上記を参考に困難な事情を的確に報告して頂けたら増額を検討します。「困難」案件の増額可能額は1万1000円～4万9500円で、標準額は3万3000円です。「極めて困難」案件であれば4万9500円～9万9000円までで、標準額は6万6000円とされていますが、これが認められた例はほとんどないようです。

他方、報告書に何も書いてなければ増額を検討することはできませんので注意してください。

**Q** 生活保護者の破産申立事件（管財）で援助される予納金が20万5000円ではなく20万円なのはなぜでしょうか。

大阪地裁の管財事件の最低予納金額が20万5000円であることは承知しておりますが、法規である業務方法書において、自己破産予納金の追加支出限度額が20万円と定められているため、これを超える額を支出することができません。

業務方法書には「限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。」とされていますので、被援助者から官報広告費に加えて予納金5000円を預かるようにしてください。



**Q** 夫婦の自己破産を受任した際、書類作成の手間は別世帯の2名を受任した場合とそれほど変わらないのに援助金額が減額される点はどうかにならないのですか。

これも業務方法書に「夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に6万6000円を加算し、それぞれに分割して支出する」と明記されているため、現状では減額調整を行わない援助開始決定は難しいです。

ただ、夫婦双方援助は、生計が同一であり、かつ借り入れに至った原因が共通であるといった事情等がある場合に適用されるので、これらの要件を満たしていない場合には、個別に着手金等を支出することも検討できるかもしれません。そのため、生計が別である場合や借り入れ原因が違う場合には、報告書にその旨記載するように注意してください。

**Q** 破産手続で依頼者との音信不通により辞任した場合、相当程度作業を進めていても援助金の大部分の返還を求められるのでしょうか。

民事法律扶助業務運営細則別表2「契約終了に伴い受任者等に対して金銭返還を求める



場合の基準」に手続の進行状況に応じた返金率が定められています。

質問の破産手続申立前の事案では返金率は30%~100%と幅をもったものになっているため、どの程度まで処理を進めたのかについて報告書に詳細な記載をお願いします。

### 3 離婚事件

**Q** 離婚調停事件に関して、事件処理に時間や手間を要する割に着手金等の額が低額すぎるように感じます。増額を検討してもらえないでしょうか。

「業務方法書別表3」1. 代理援助立替基準(6)その他⑤家事調停事件・家事審判事件のうち家事事件手続法別表第二に掲げる事件については着手金は8万8000円~13万2000円と定められています。大阪事務所では、調停は拘束時間が多く負担が大きいとの声を受けて、上限の13万2000円で決めることが多いです。

また、事件の性質上特に処理が困難な事案なものについては19万8000円まで増額することができるとされています。そのため、報告書提出時に、処理困難な事情を記載いただければ、着手金の増額を検討できます。

例えば、被援助者が外国人で対応に時間を要した、DV案件で相手方が粗暴で対応に苦慮する場合などが考えられます。

ここでもやはり、報告書に詳しく記載していただかないと増額は検討できません。



#### 4 よくあるミスや 気を付けるべき点

**Q** 弁護士が法テラスへの請求を失念しやすい例があれば教えてください。

審級が異なれば、関連援助として追加着手金・実費として新たに援助決定できます。逆に報告がなく援助していない審級等については、着手金・実費だけでなく印紙代等追加費用の立て替えもできないため、審級が変わる際は、関連援助・方針変更報告のご提出をお願いします。このような場合、最終報告書で審級が変わっていたことが発覚しますが、最終してしまうと着手金は出せません。

過去には次のような例がありました。

- ・家事調停・審判の援助事件で審判後、抗告（相手方含む）も行っていた例
- ・本訴（一審）は援助を受けているが、控訴移行時に援助申込みされなかった例
- ・家事事件の調停援助事件において、訴訟移行（調停移行）した例

なお、勝訴可能性という要件を満たすことが前提ですが、控訴審までは援助決定がなされますが、上告審での援助決定は基本的にありません。仮に弁論を開くことが決まれば、

その際に援助申込み頂くこととなります。

**Q** 法テラスの手続において、弁護士に多いミスや注意点、周知しておきたいことがあれば教えてください。

これについてはいくつか項目ごとに説明します。

① 法律相談費用の請求は相談日から1ヶ月以内にしてください。

代理援助申請と一緒に法律相談費用を請求しようとして、相談者の資料収集を待っているうちに相談日から1ヶ月経過してしまうと法律相談費用を支払えなくなってしまう。実際、このようなトラブルが散見されます。これについては、法律相談時に相談者の署名をもらい、代理援助の必要書類を待たずに即時に法律相談費用の請求書を提出するという流れを基本にしてもらえたらと思います。

② 法テラス法律相談担当を変更する場合は、担当弁護士自身で交代弁護士を探してください。

特に連絡無いドタキャンの場合、一発で法律相談センターの名簿から外される可能性があります。その場合の名簿抹消期間は半年から1年で、自治体法律相談にも行け

なくなってしまう。これは、大阪弁護士会と法テラス大阪との間の協定に基づくものです。

③ 出張相談は事前申請してください。

特にひまわりの出張相談をよく担当してくださる弁護士に多い勘違いですが、出張相談は事前申請が必須ですので、手続を失念しないようにお願いします。なお、出張相談先として、被援助者の自宅や病院といった施設が原則で、喫茶店のような場所は認められません。

④ 新件申込みの際に資料が揃っているか確認してください。現在、法テラスが導入した新システム（業務統合管理システム）の不具合の影響で審査が遅れる傾向にありますが、必要書類の不足がさらなる滞留の原因になっています。

特に住民票では、本籍地・筆頭者・続柄、世帯全員の表示があるものが求められていますが、これらの記載事項が抜けていることが多いです。申込み前に「審査に必要な書類」を今一度ご確認ください。

なお、審査の進捗状況の問い合わせが多いですが、通常審査には2週間から1ヶ月程度を要することはご理解ください。

⑤ 相手方から入金があるときは、原則として受任者で預かってください。

被援助者に解決金を渡してしまうと、被援助者が費消してしまい、受任者が報酬を回収できなくなる可能性もありますし、償還充当も困難となってしまいます。



橋口幹事長も駆けつけました

なお、生活保



司会の増田会員(右)と福原所長

護受給者の被援助者でも、少なくとも解決金額の25%は償還充当しないと免除も通らないので、生活保護受給者であっても、相手方からの解決金は受任者が預かることを忘れないでください。

⑥ 破産予納金、管財予納金の立て替えは、生活保護受給者かつ申立て前が原則です。

生活保護受給者でない場合は、被援助者自身に予納金を準備してもらってください。生活保護者でないのに予納金の立て替えを求められても支払えません。また、生活保護受給者の場合であっても、申立て後に立て替えを求められても支払えないので、申立て前に請求してください。

⑦ 管轄裁判所が受任事務所から遠隔の場合の交通費は原則立て替えできません。

⑧ 「生活保護受給者は弁護士費用無料で依頼できる」という情報を弁護士から聞いたと法テラスに主張してくる人がいます。その結果、免除申請自体を行ってくれず、免除申請がないことから法テラスとして被援助者に督促したことで苦情に発展するケースもあります。相談の際は、生活保護受給者は（当然に免除されるのではなく）免除申請が認められれば償還不要となるという正しい説明をお願いします。

（編集担当 永井誠一郎、大原靖史）

特集

# 弁護士の ライフプラン



中島裕一・福本隆史 (66期)

## 第1 はじめに

中島 お金が欲しいです。

福本 一行目からそれでいいんか？笑

中島 今日はそういう企画だからいいんです。正確にはお金を貯めたい、または上手な貯め方を知りたいというお話ですね。

福本 そうでした。今号の特集は、「弁護士のライフプラン」ということで、よろしくお願いします。

中島 よろしくお願いします。ところで、なぜ「弁護士の」ライフプランなのかというと。

福本 法友の特集だから当たり前なのでは？

中島 まず、弁護士には退職金がありません。そして、弁護士の大半は1号保険者（国民年金）なので、老後に国から貰えるお金はあてにできません。

福本 ……。

中島 しかし一方で、弁護士は年間の所得は高い方が多い。

福本 それはそうやね。

中島 一見良いことのように思えますが、退職金が無く年間の所得が高い個人事業主は、国の制度の様々な所得制限に引っ掛かります。例えば入院をしても高額療養費の上限が高いので、医療費はほぼ自腹になります。保育料も高いよね（切実）。児童手当も所得制限に引っ掛かると大幅減額されますね。

福本 ほんまそれ！

中島 つまり、弁護士は色々な制度を調べて工夫しないと、同じ生涯年収のサラリーマンと比べると大損してしまうのです。

福本 大変や！

中島 ただでさえ300万円の借金から始まる谷間世代はもちろん、そうでない方も、お金は賢く貯めるに越したことはありません。

福本 前置きが長くなりましたが、今回は「弁護士のライフプラン」に焦点を当て、ファイナンシャルプランナー（CFP）の世古口佳典さんをお招きして、お話を伺いました。





ファイナンシャルプランナー（CFP）の世古口佳典さん

## 第2 総論—ライフプランの考え方—

中島・福本 世古口さん、本日はよろしくお願ひします！

世古口 よろしくお願ひします。

中島 さっそくですが、今日は弁護士のライフプランについてお話いただく予定ですが、例えば年金基金や共済、最近ではNISAなどいろいろな制度がありまして、どのように整理すればよいのかもわかりません。

世古口 私が顧客にライフプランの説明をするときは、まずは「資産形成」と「資産防衛」という観点でお話するようにしています。

福本 「資産防衛」というのは、保険のことですか？

世古口 そのとおりです。ライフプランについては、まずは保険に入るというイメージが強いようですが、実際は、まずはどのような資産形成をしたいかを考えていくことが重要です。そして、資産形成をしていくにあたり、不測の事態に対処するのが資産防衛、すなわ

ち保険という位置づけになります。いくら理想のライフプランを作成したとしても、不測の事態が起こると全て台無しになる可能性がありますからね。

私がライフプランのご提案をする際は、まずはなんでもいいのでご家族の理想を話していただいて、それを実現するためにどうすればいいのかを考えるようにしています。趣味にお金を使いたいとか、海外旅行をしたいとか、車を買いたいとか、なんでも結構です。実現可能かどうかは置いておいて、まず想いを伝えていただくようにします。

福本 なるほど……ところで、上手なお金の貯め方ってありますか？

世古口 確実なやつがありますよ。

中島 ぜひ教えてください！

世古口 お金の貯まらない人は、収入から、食費や遊興費をまず使って、残ったお金を貯めようと思つたら、まず最初に貯めると決めた額を収入から差し引いて、残りの額で生活費をやりくりすることです。これは100%間違いのないです（笑）。

福本 耳が痛い……これは聞かなかったことにしよう……。

中島 耳が痛い……後で編集してカットしようかな……。

## 第3 総論—三大資金って？—

世古口 ご家庭の構成にもよりますが、ライフプランで重要なことにもう一つ、三大資金という考え方があります。

福本 老後資金とかですか？

世古口 そうですね。老後資金、住宅資金、教育資金が三大資金といわれています。老後資金は、いわゆる2000万円問題がニュース等で取り上げられたあと、問い合わせが増えま



したね。

中島 老後資金……どれくらい必要なんだろう。

世古口 こういう質問をいただいた際に、生命保険文化センターが出している資料をよく用いるのですが、これによると、夫婦2人でゆとりのある生活をするためには月額34.9万円程度が必要とされています。老後、夫婦で国民年金を月額10万円程度受給できるとすると、月25万円程度は貯金を切り崩すことになります。そうすると、退職金が無い方が、65歳にリタイアし、90歳まで生きるためには、7500万（25万×12か月×25年）貯めないといけない計算です。

中島 （絶句）

世古口 65歳でリタイアするなら、若いうちから考えていかないといけないです。しかし、逆にいうと、70歳や75歳まで働くならここまでいらぬですし、あくまで月35万円必要と考えた場合の数値なので、ご家庭によると思います。

世古口 住宅資金は、どこに住みたいかとか、広さによって全然変わりますね。今は不動産価格が高騰しているのです、買うのはしんどいタイミングですかね。ただ、住宅ローン控除という控除が大きい制度があります。

世古口 住宅ローン控除は、購入時期にもよりますが例えば10年間には1%の税額控除（税金からそのまま控除してくれる）が受けられるので、ローンを組むことに大きなメリットがあります。今の金利の大体の平均は固定で1.5%、変動で0.8%、ネット系の銀行だと0.45%ぐらいです。なので金利よりも控除の方が多いのでローンを組むと得する可能性が大ですね。しかし、物件価格が結

構上がっているのです、資産全体としてみたときに、今不動産を買うべきかというのも悩ましいですね。

世古口 教育資金はもう、人によってバラバラですね。子ども一人当たり、全部公立学校に通わせれば800万、全部私立なら2000万、小学校から私立で最終的に医学部に入ると3000万くらいといわれていますね。ざっくりした数字ですが。

福本 資産形成の大切さが分かってきました……。

世古口 それでは、実際に資産形成にかかわる制度にはどのようなものがあるか、お話しさせていただきますね。

## 第4 資産形成編

### 1 どんな制度があるの？

世古口 本日はご紹介する制度は、国民年金基金、iDeco、つみたてNISA、NISA、小規模企業共済の5つです。

中島 NISAと小規模企業共済は利用しています。他はよくわからない……。

世古口 同時に加入できないものもありますよ。

福本 そういう部分、ぜひ教えてほしいです！

中島 よろしくお祈りします！



## 2 国民年金基金

福本 国民年金基金とは……。

国民年金基金制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業者など国民年金の第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。

（国民年金基金連合会ホームページより）

中島 なるほど、わからん。

世古口 国民年金基金は、掛け金を支払うと、国民年金に上乘せして（いわゆる二階部分）受給できる制度ですね。

福本 老後にもらえる年金が増えれば、たしかに資産形成ですね。

世古口 そうですね。国民年金基金には、さらに節税効果もあります。国民年金基金は、毎月6万8000円掛けられて（年間81万6000円）、これが全額所得控除になります。

中島 おおっ、すごいですね。資産形成とは別にこんなメリットも。

世古口 私は控除も資産形成というか、資産運用の1つだと思っています。例えば、国民年金基金に月6万8000円（年間81万6000円）を支払った場合、所得控除によって、所得が900～1800万円の方は約35万円の節税になるんですよ。そうすると、81万6000円を使って35万円の節税ですから、これは40%で資産運用をしたと評価することもできます。

福本 なるほど……。

世古口 国民年金基金の話に戻りますが、節税効果のほかに、終身年金で受け取れるということもメリットです。長生きすれば、掛け金を大幅に上回る金額を受給できることになります。

中島 逆にデメリットがあれば、知っておき

たいです。

世古口 そうですね……終身年金であることの裏返しで、一時金として受け取れません。そうすると、まとまったお金として受けとれないですし、何より退職所得控除が受けられない。年金だと雑所得になるので、税額でいえば、年金で受け取るより一時金で受け取る方が得な場合もあるんですよ……。

世古口 それと、国民年金基金は掛け金として支払っていくので、いつでも預金のように引き出せるわけではないという意味で、流動性がありません。このほか、2号被保険者の方は、国民年金基金に加入できないですね。

中島 弁護士法人で勤務していて、厚生年金に加入しているパターンですかね。

世古口 そうですね。

## 3 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

中島 次はイデコですね。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) は、確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度です。この制度への加入は任意で、ご自分で申し込み、ご自分で掛金を拠出し、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。また、掛金、運用益、そして給付を受け取る時には、税制上の優遇措置が講じられています。国民年金や厚生年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送るための資産形成方法のひとつとしてご活用ください。

（イデコ公式ホームページより）

福本 こっちも年金ですね。

中島 国民年金基金と併せて利用して、たくさん年金をもらえるようにしておけば安心で





しょうか？

世古口 いいえ、国民年金基金とイデコは掛け金の上限（所得控除の上限）が共通で、合計で6万8000円までしか利用できません。国民年金基金で月額3万円支払っているのでしたら、イデコを利用できるのは3万8000円までです。

中島 なるほど……。

世古口 イデコも、毎月6万8000円掛けられて（年間81万6000円）全額所得控除になるのは国民年金基金と同じですね。少し違うのは、2号被保険者も加入資格があるということです。掛け金は原則2万3000円までですが、企業年金等があれば上限は1万2000円になります。

福本 イデコは、自分で投資先を決められる年金基金というイメージですかね？

世古口 そうですね。自分で投資先を選んで運用するのがイデコの特徴です。しかも運用によって増えた部分に税金がかからない。主な投資先は、投資信託です。

中島 働きながら銘柄を調べたり、相場について考えるのは結構負担が大きいかもしれませんね。

世古口 そういう方でも、制度上、ドルコスト平均法という価格変動リスクを低減させる効果のある運用方法になります。利率は低い

ですが元本保証のある商品を選ぶこともできます。とはいえ、金融商品の購入ですから、一定のリスクがあることはデメリットといえると思います。

中島 イデコのメリットは掛け金が全額所得控除であるうえ、運用益が非課税であるということですね。デメリットは、運用である以上、商品によっては元本割れのリスクが生じる。

世古口 そうですね。他にメリット・デメリットを挙げておくと、60歳を超えるとイデコで運用してきたお金を一時金で受け取れることはメリットですね。一時金なので、退職所得控除が受けられ、年金で受け取るより税金が安くなることもあります。ちなみに、60歳を過ぎてからも10年間は運用でき、好きなタイミングで現金化できます。60歳を迎えた年に金融ショックが起こってしまった場合などは、現金化するタイミングを遅らせるという選択肢があります。デメリットとしては、国民年金基金と同じく、流動性がないことです。死亡した場合や、一定の障害状態になった場合を除き、60歳までは現金化できません。死亡時には一時金として、その時の評価額を現金化して遺族に支払われます。また、障害状態になった時は、一時金で受け取るか、毎年年金として受け取るか、その両方を組み合わせて受け取るか、の3つの選択肢から選ぶことができます。

あと、細かい話ですが、イデコを利用するために、国民年金基金連合会と事務委託機関に、手数料として月額171円が取られます。また、口座を開設する金融機関によっては運営管理手数料というものも取られる場合があります。

福本 なるほど。国民年金基金とどちらを選ぶか、比較検討が必要ですね。長生きするなら国民年金基金かなあ。



中島 運用したい方や厚生年金加入の方はイデコに軍配が挙がりそうですね。

#### 4 つみたてNISA

福本 つみたてNISAはイデコと似ている感じがしますね。

つみたてNISAとは、特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です（2018年1月からスタート）。

つみたてNISAの対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定されており、投資初心者をはじめ幅広い年代の方にとって利用しやすい仕組みとなっています。

（金融庁ホームページより）

中島 なんとなくイデコと混同していましたが、掛け金が所得控除になるイデコとは全然別物のようにも思えますね。

世古口 そうですね。イデコとつみたてNISAは併用可能です。ちなみに、後述のNISAと、つみたてNISAは併用できません。

つみたてNISAは、専用の口座を開設し、国の基準に適合した投資信託のみ運用することができます。これは年間40万円まで利用可能で、20年間保有できます。

福本 20年を超えたら、すぐに売却しないといけないんですか？

世古口 売却か、普通の証券口座に移管するかを選択することができます。そして、普通の証券口座との違いは、運用益が非課税ということですね。

中島 運用益が非課税なのはイデコと同じですね。メリット・デメリットについても教え



てください。

世古口 メリットは、運用益が非課税で、かつ、いつでも現金化できることですね。流動性があるという点で、国民年金基金やイデコとは異なります。デメリットは、投資なので元本割れのリスクが伴います。あとは、デメリットといえるか微妙ですが、国民年金基金やイデコと違い、掛け金（投資の元本）は所得控除の対象外です。少額のフレキシブルな投資として、10年、15年と期間を決めて、住宅や教育資金に充てる方が多いのではないのでしょうか。

福本 なるほど。元本割れと聞くと怖いですが、増やそうとするとリスクを取らないといけないのかもしれないですね。

世古口 元本割れのある資産運用を無理に勧めるわけではありませんが、元本割れのない資産運用にもリスクはありますよ。例えば、一定額以下の預金は元本割れしませんが、利率が極めて低いですよ。そうすると、日本が急激にインフレになった場合、預金額は変わらなくても、その価値は、実は大幅に下がってしまう。一方、急激なインフレが起きれば、例えば株式投資信託等の金融商品の価値は大幅に上がる傾向があります。様々なリスクに備えて、保有する資産の種類を分散しておく方がむしろ安全だと私は考えています。

## 5 NISA

福本 次はNISAですね。

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。

NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる、つまり、税金がかからなくなる制度です。イギリスのISA（Individual Savings Account=個人貯蓄口座）をモデルにした日本版ISAとして、NISA（ニーサ・Nippon Individual Savings Account）という愛称がついています。

（金融庁ホームページより）

中島 全然活用できてないけど、一応やっています。

世古口 めんどくさいでしょう？（笑）

中島 めんどくさいです（笑）。マメな人向けかな……。

世古口 NISAは専用の口座を開設し、運用益が非課税であることはつみたてNISAと同じです。NISAの場合は年間120万円までで、運用期間が5年である点が異なります。また、つみたてNISAと異なり、投資可能な商品が多く（現物株、投資信託、ETFなど）、様々な選択肢から自分で投資先を選ぶことになります。もちろん、いつでも現金化できます。メリットは、多彩な投資が可能なことです。デメリットは、メリットの裏返しで、自分でいろいろ調べないといけないので、忙しい方はしんどいかもしれない。

福本 ちょっと投資に慣れた方向けかな？

中島 そうですね。

## 6 小規模企業共済

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる「小規模企業共済制度」。掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入れもできる、おトクで安心な小規模企業の経営者のための「退職金制度」です。（中小機構ホームページより）

中島 これはこういった部分がオススメですか？

世古口 まず、掛金が月額最大7万円まで、全額所得控除となります。そして、国民年金基金やイデコと、併用可能です。両方併せると、年間160万円程度の所得控除が受けられます。共済金の受け取り方は、原則一時金（退職所得扱い）受取りですが、一定の条件を満たせば分割受取りも可能です（分割だと公的年金等の雑所得扱いになる）。掛金なので流動性がないのは国民年金基金やイデコと同じです。掛けた年数に応じた共済金が受け取れますが、途中でやめると共済金が減額されます。死亡した場合はその時の評価額で共済金が返ってくるころは、良い制度ですね。共済金を受け取るタイミングはいつでもいいですが、受け取る理由によって金額が変わります。共済金を受け取る要件は65歳以上、かつ、180ヶ月以上の掛金を支払ったことや、個人事業主が廃業したこと、役員を退任したこと、等ですね。

### 第5 資産防衛編

#### 1 どんな保険に入ればいい？

福本 次は、資産防衛ということで、保険について教えてください！

世古口 よろしくお願ひします。ライフプラ



ンという、まず保険に入るイメージがあるかもしれませんが、私としては、まず将来の資産形成について考えていただいて、「万が一」が起きた時の手当てとして保険に入っておくということをお勧めします。

中島 万が一という、色々ありますよね。明日死ぬかもしれないし、病気になるかもしれない、怪我をするかもしれないし……

世古口 考え方としては、1つは可能性は低いものの、発生した時にダメージが大きいものについて保険でカバーするという考え方を持っていただきたいです。また、もう1つ、国の制度でカバーできるものが何なのかを確認しておくことも重要です。

福本 国の制度……あまり心当たりがないですね。

世古口 最初に少し話しましたが、まずは高額療養費ですね。国の制度として、月の医療費が一定額を超えると、国が負担してくれます。しかし、高額療養費には所得制限がありますので、病気や怪我の際に自己負担額がどこまでかかるのかを確認して、保険でカバーするかを考えれば良いと思います。

中島 なるほど……。

世古口 もうひとつ、死亡の場合も国の制度として、遺族年金があります。これは、国民年金の加入者であっても、家族構成に応じて遺族が一定額を受け取ることができます。もちろん死亡保険は重要ですが、受取額を決める際には、こういった制度のことも考慮しておく必要があります。保険金支払いの起きる可能性が高い保険（死亡保険や医療保険）は、国民の関心が高いので、たくさん広告され、目立ちます。しかし、こういった「万が一」については、国もある程度は制度を作っている、上手く利用していくことが求められます。

## 2 オススメの保険は？

世古口 そこで、私がまず一番オススメするのは、地震保険ですね。住宅をお持ちの方は、ぜひ加入を検討してください。

福本 たしかに、家が壊れてしまったらライフプランも台無しですね。

世古口 はい、家が壊れてもローンの返済は続けなければなりません。ローンで家を購入されている方には相当なリスクです。次に、がん保険ですかね。収入が途切れるリスクも高いですし、高額療養費制度を活用したとしても医療費が相当かかる。収入といえば、個人事業主の方には所得補償保険もオススメですね。社会保険に加入しておられる方は傷病手当（給与の60%を受け取れる）がありますが、国民健康保険だとそのような制度がありませんので……。

中島 所得補償保険には加入しようと思っています。ちょっと仕組みがややこしいですね。

世古口 注意すべきは、まずは所得補償保険は損害保険であり、原則1年更新であることです。掛け金は年齢に応じて変わりますが、若いうちに契約しても、歳を重ねると掛け金は上がっていきます。また、免責期間にも注意です。「就業不能となってから○日経過」が保険金の支払い要件になってきますので、確認しておく必要があります。

福本 所得補償保険の保険金額って、上限はあるのでしょうか？

世古口 そこも注意点です。所得補償について、例えば月額100万円を補償する保険に加入することも可能ですが、実際に受給できるのは、所得の○%という計算で、上限があります。

中島 加入することはできるというのが怖いんですね。よく確認するようにします。





### 3 保険の種類とリスクは？

**中島** そういえば、貯蓄性のある保険と、いわゆる掛け捨ての保険は、どちらがオススメでしょうか。

**世古口** 貯蓄性のある保険が悪いわけではありませんが、掛金に対する所得控除が資産運用編でご紹介した制度よりは小さいので（すべての控除を利用したとして年間12万円）、その点はよく考える必要があります。保障と資産運用をセットで行いたいのであれば、加入を検討するというイメージです。

**福本** なるほど。他には、外貨建ての生命保険などはどうでしょうか。

**世古口** 運用利率が大きく、掛け金の割に保障が多いので、保障を主目的にするのであれば悪くはないですね。ただ、外貨で受け取るということは、為替変動のリスクがあります。当然元本割れのリスクもあります。

## 第6 おわりに

**中島** 本日は、長時間にわたりありがとうございました。

**福本** 良い記事が書けそうです。

**世古口** ありがとうございます。他にも、本日のテーマにはなかったのですが、皆さんがご加入されている公的年金の受け取り見込み

額を簡単にチェックできる「ねんきんネット」というサービスがあったり、年金の受給方法を工夫することで受給額を最大42%増額する方法などもあります。今回はお話しできませんでしたでしたが、是非身近なFPにご相談いただきたいと思います。また、せっかくの機会ですので、この記事を読んでいただいて、仕事の目標づくりとか、ライフプランについて読者の方に興味を持っていただければ幸いです。そうそう、せっかくですので、「法友144号を見た」と仰っていただいたら、個人相談と簡単なライフプランの作成は無料でさせていただきますよ！

**福本** 本当ですか！ ありがとうございます！

**中島** ありがとうございます！

**中島・福本** 本日は、誠にありがとうございました！

この記事に関するお問い合わせ  
及びご相談申込窓口

プルードント・ジャパン・  
ファイナンシャル・サービス株式会社  
大阪中央オフィス

電話番号 06-6281-0050  
E-mail y.sekoguchi@pjfs.co.jp

# 第21回日弁連業務改革シンポジウム 開催について

桂 充 弘 (35期)

2019年9月7日土曜日、同志社大学で第21回業務改革シンポジウムが開催されました。

## 前回の業革シンポ

業革シンポは前回で20回目でした。その節目に大きな変化をしました。一つは、会場をホテルから大学に変更し、二つ目は、開催日を金曜日から土曜日に変更しました。そして、三つ目が懇親会の会費を5000円と従前に比べて低額としました。

このような変更をしたのは、まず場所については、弁護士人口が増え、抱える業務課題も多様になっているため、検討すべき業務課題も増加し、これに対応するため分科会場を増やしていくと、ホテルでは費用が増加し、会場数を減らすか場所を変更するかという決断を迫られたことに対応した結果です。開催曜日と懇親会費については、弁護士人口が増え、若手が増加する中、イソ弁や組織内弁護士は平日には参加しにくいのではないかと、土曜日であれば参加しやすいのではないかと、懇親会も高額な費用を取っている若手が参加しにくいのではないかと、といったことに対応した決断です。

大学での開催は、大学関係者とのコネクションや、ロースクール生らとも交流を図りやすいのでは、といった副次的な効果も期待していました。

## 今回第21回の開催地は 京都の同志社大学でした

そして、今回の第21回シンポは、開催場所は前回に引き続きホテルではなく、京都の同志社大学で開催されました。開催日も前回に引き続き土曜日開催となりました。ただ、その後の懇親会は前回のように5000円会費とはいかず、7000円の会費となりました。

元々懇親会費をできるだけ安くしようとしたのは、役員等の挨拶が延々と続いたり、豪華なアトラクションが続くような華やかな懇親会ではなく、本来のシンポジウム開催の趣旨に立ち戻り、若手や一般参加者も含め、多くの参加者がシンポの講師の先生方や、調査や運営をしてこられた担当者とはできるだけ意見交換を続けたり、交流を深めることを意図していました。

今回、前回から若干とはいえ懇親会費が高くなったのは、同志社大学構内では飲酒ができないことから、学内での懇親会開催が難しく、ホテルでの開催を余儀なくされたため費用が上がってしまった次第です。私個人の意見としては、懇親会においてお酒はマストではなく、ソフトドリンクと軽食、スナック等の懇親会でもよいと思うのですが……。懇親会場のホテルは同志社大学から少し離れていたため、移動に少し時間を要したという問題

もありました。

シンポの中心会場となった良心館は、古い建物が多い同志社大学の中では、まだ新しく2012年に建築された建物で、京都市営地下鉄烏丸駅のホームと直結している上に、プロジェクター等も最新の設備が備えられており、大教室がいくつもある、まさにいくつもの分科会を開催するにはうってつけの会場でした。しかも、この会場を使用させていただくについては同志社大学のご厚意で、全て無料で使用させて頂いたことを特記しておかなければいけません。前回の東京大学での開催の際も種々のご厚意を頂いた中で、大学での開催を実施できたのですが、今後のシンポ開催にあたっては、大学との連携を一層図り、会場設定、会場運営を企画することが重要となってきます。また、ご協力頂く大学との関係で、各分科会への参加や、大学教員・学生らとの交流を深める方策等の充実を含め、大学側へどのような協力ができるのかについては、今後の検討課題として残っています。

### 分科会の開催について

今回は11の分科会とセミナー1つが開催されました。

分科会のテーマは、第1分科会が「法律事務所の事業承継について」、第2分科会が「やっときた！もうすぐ実現、e裁判。次はAI考えよう。」、第3分科会が「自動運転の普及と弁護士費用保険の拡大」、第4分科会が「eスポーツの現状と法的課題」、第5分科会が「行政手続における弁護士の関与業務の展開～健康保険医療、税務、生活保護の現場で～」、第6分科会が「『事業承継』その先へ～弁護士による事業承継の対応や承継後の事業の維持・発展に向けた弁護士の役割～」、第7分科会が「事務職員活用の新展開」、第

8分科会が「真の企業競争力の強化に向けた企業内外の弁護士実務の在り方」、第9分科会が「公金債権管理における弁護士の関与と福祉的配慮」、第10分科会が「民事信託の実務的課題と弁護士業務」、第11分科会が「『おひとりさま』支援における弁護士の役割」、そしてセミナーとして「国際調停の最新潮流～なぜ解決できるのか、京都で何ができるのか、世界で何が起きているのか～」でした。

セミナーについては、2017年に同志社大学内に国際調停センターが設立されたことを契機としています。今回のセミナー開催を契機に国際調停センターの利用が活発になれば、同志社大学で開催した意義も一層深まるのではないかと期待しており、多くの会員による利用をお願いします。

### 今回の業革シンポについて

人権擁護活動と業務改革は弁護士業務を支える車の両輪であるとの話があります。

人権擁護活動を持続可能なものとして弁護士が人権擁護活動を活発に続けるためには、弁護士費用の問題、報酬問題等は避けて通れない課題です。

今年の人権大会では刑事分野が二つ開催されましたが、適正な刑事弁護を続けるための、刑事分野の報酬確保の問題や刑事被告人からの依頼獲得のために、どのような施策が必要なのか、といったことは是非業革シンポでも取り上げて欲しい課題です。他の人権擁護活動についても同様です。ボランティア並とされている行政の各種委員等の報酬についても要検討事項です。多様な業務の課題について議論するため、大学での開催は今後も続けるべきではと、私は思っています。業革シンポについては是非今後とも積極的なご参加をお願いします。



## 第21回日弁連業務改革シンポジウム 第2分科会

# やっときた！もうすぐ実現、e裁判。 次はAI考えよう。

大原靖史(68期)

9月7日に行われた第21回弁護士業務改革シンポジウム【第2分科会】「やっときた！もうすぐ実現、e裁判。次はAI考えよう。」を聞いてきました。

かなり盛りだくさんの内容でした。4部構成・休憩なしで、様々な講師の先生から3時間話をひたすら聞きました。

## 第1部 裁判のIT化について

第1部は、「裁判のIT化について」の報告でした。

始めに、諸外国のIT化の現状として、韓国、アメリカ（連邦）、シンガポールの報告がありました。

次に、日本における現状と、今後の「e裁判」化の計画が次々とパワーポイント画面で紹介されました。

それによると、今後3つの「フェーズ」が予定されており、

- ・フェーズ1 現行法を改正しないで行える範囲で、e法廷を実施する。具体的には、弁論準備手続や書面による準備手続等における期日や協議をウェブ会議等で行う。
- ・フェーズ2 現行法を改正して、口頭弁論期日等でもe法廷を実施する。
- ・フェーズ3 現行法を改正し、裁判所がシステムを構築して、e提出やe事件管理を実施する。

という段階を経てe裁判が実施されていくとのことでした。

e裁判は、「Microsoft Teams」というアプリケーションで行うことが決まっているので、今後は取扱いに習熟することが不可欠とのことでした。講師の先生は、「Teams」は「チームズ」と読むので間違えないで下さい、ということを強調しておられました。

一連の説明の後、会場の先生と遠方（横浜？）の先生を実際にインターネット回線をつなぎ、スクリーンに映像を映して「模擬e法廷」の実演が行われました。

先生方は非常に熱心に実演しておられました。私自身はこの時Microsoft Teamsを見るのが初めてだったので、何が起きているのか完全には把握しきれませんでした。ただ、遠方からの音声と映像はちゃんと届き、実演はおおむね想定通りうまくいったようでした。ただ、ちょっとしたトラブルはあったようでした（ネット上に提出してある答弁書その場で訂正しようとしたら、できなかったみたいでした。こういう「ちょっとした想定外」のことが起きたほうがためになりました）。

「フェーズ1」は、大阪地裁の一部では来年2月から始まるので、弁護士はもはや油断できないとのことでした。

e裁判では、接続のトラブルが懸念されるとのことでした。まずそもそも「Microsoft

Teams」の扱いに慣れることは前提として、予備の接続方法も確保しておく必要があると思いました。

ちなみに、今号の『法友』の原稿管理体制は、編集長のご提案により、Microsoft Teams を使っております。業界の最先端を行く編集体制となり、早速取扱いに慣れることができました。感謝しております。

### 第2部 AIについて

第2部は、「AIと弁護士2019」というテーマでした。

私自身、AIという言葉に初めて出会ったのは小学生の時ファミコンカセット「ドラゴンクエストIV」で「AI戦闘システム」が導入された時だったと思いますが、最近再び「AI」という言葉をしきりに聞くようになりました。ところが、AIとは一体何か？と言われてもかなりあいまいな認識しかありませんでした。

講師の先生によれば、「AI（人工知能）」という言葉の使われ方を過去の行政文書から読み解くと、意味が時代とともに変化しているとのことでした。現在、「AI」とは「知的とされる機能を実現しているシステム」であるとされており、要するに「スーツケースワード」（＝中に何でも詰め込める言葉）と化しているとおっしゃっていました。

講演はかなり専門的な話でしたが、結局、弁護士業務におけるAIの影響を予想すると、①契約関連については劇的にサービスが増加すると思われる。②従来のリーガルリサーチ（判例調査・法情報調査）についてはある程度影響があると思われる。③大量の文書を仕訳する単純作業については、影響が大きいと思われる。④ある程度高度な法的判断が必要な案件については、影響は大きくないが、そ

れ以外では効率化の観点から利用を迫られる可能性があると思われる、とのことでした。

### 第3部 イリノイ州(シカゴ)視察報告

第3部は、日弁連弁護士業務改革委員会IT問題検討PTのメンバー4名がイリノイ州(シカゴ)を視察に行った報告でした。

イリノイ州地方裁判所・上訴裁判所・弁護士会におけるIT化の現状を視察されたとのことでした。

イリノイ州では、第一審のIT化(e-filing)が2018年から始まり、本人訴訟を含めて原則e-filingが義務付けられています。ただ、PCが使えないなど一定の人は、宣誓書を添付することにより、紙による訴訟手続が認められています。そして、日本でいう法テラス類似の組織が、書面作成の手伝いを行っています。そして、弁護士会のプロボノ組織が、州内の図書館のPCで、法的支援を行っているとのことでした。

### 第4部 業務で役立つツール

第4部は、東京の事務職員の方による「業務で役立つツールの紹介」でした。

①「音声」を「テキストデータ」に直したい場合、雑音が混じると音声認識の精度が落ちてしまいます。そこで、おすすめは、「録音されている内容をイヤホンで聞きながら、自分で読み上げて、音声認識させる」という方法だそうです。長時間の音声認識には、「Chrome」で「Googleドキュメント」にアクセス→ツール→音声入力、をするのが良いそうです。

②また、紙媒体を「テキストデータ」にしたい場合、まず紙媒体をスキャンしてpdf化し、次に「Googleドライブ」にアップロードし、それを「Googleドキュメント」で開けば、精度が高い読み取りになるとのことでした。

## 第21回日弁連業務改革シンポジウム 第5分科会

# 行政手続における弁護士の 関与業務の展開

永井 誠一郎 (66期)

日弁連業務改革シンポジウムに初めて参加してきました。会場は母校である同志社大学で懐かしさを感じると共に10年での変化に驚きました。中学校の跡地に地下鉄駅直結の立派な建物「良心館」が建っており、そこが本シンポの会場でした。昼休みに周辺を散策すると新しい飲食店が増えている一方で正門前の「いもねぎ」のお店がなくなっており寂しさも感じました。

シンポジウムの参加者には11分科会+1セミナーの基調報告集が配付されました。これは342ページ+DVDの大作で、これをもらうだけでも参加する価値があるかもしれません。臨時保育室も併設されており、小旅行を兼ねて家族で行っても良かったなと思いました。



会場の同志社大学

私からは第5分科会について紹介します。特に健康保険医療に関して、ほんの少しだけ

ですが活動に関わらせて頂いたこともあり、宣伝も兼ねて厚くご報告させていただきます。

訴訟を中心とする従来の弁護士業務において、行政処分への関与は処分取消訴訟や国家賠償請求を中心としたものでした。これに対し、本シンポジウムでは、各種処分がなされる前段階から弁護士が関与することによって適正手続を確保し、不当な処分や不当な申請不受理を防ぐ、あるいは和解的解決を模索する手法が紹介されました。

国家権力が一私人を密室の中で調査するとどのようなことが起こりうるのか、刑事弁護を職務とする我々弁護士はよく知っています。情報格差につけこんだ誤導質問、任意とは名ばかりの強引な調査、自白の強要等々……。

これらは個別指導という行政指導や任意の行政調査によって行われます。指導や調査自体に強制力がなくとも、従わなければ後に保険医指定取消処分あるいは青色申告承認取消処分や消費税の仕入税額控除の否認といった重大な不利益がなされることに怯えながら対応することとなります。医師・歯科医師が威圧的・屈辱的な個別指導を受けて自死に至ってしまった例も報告されています。

密室・非対等な行政指導、調査等を適正手続にかなったものにするためには、弁護士が指導・調査の時点から立ち会うことによって



手続を可視化することが重要です。

本シンポジウムでは、保険医に対する個別指導に関し、実際に不当な個別指導・監査を経験した医師に貴重な体験談をご報告頂くと共に、経験を踏まえた教訓をご教授頂きました。医師の立場から見ても、弁護士立会いや録音による手続の可視化は必須とのことでした。弁護士からは今後は全件立会いを目指すべきで、そのためにOJTやチームでの対応が重要であると報告されました。

税務調査についても、実例を踏まえながら、適正手続の確保、法的意見書の提出、和解的解決の模索等、税務調査の時点から弁護士の職能を発揮すべき場面があることが紹介されました。

生活保護について、実際になされた水際作戦の録音、弁護士が同行して再申請した際の録音データが再生され、職員の誤った教示によって生活保護を申請させてもらえない実態や弁護士が同行したことによる職員の対応の変化が明らかにされました。

そして最後に、行政手続に弁護士が関与するためのセンターを日弁連内に設立すべきとの提言がなされました。



分科会会場

保険医の個別指導に対する弁護士立会いについて、本シンポジウムで登壇した溝部達子医師、石川善一弁護士（山梨）、竹内昭一弁護士（岡山）、井上清成弁護士（東京）らが

中心となって「指導・監査・処分改善のための健康保険法改正研究会」を立ち上げ、OJTの呼びかけや意見交換、シンポジウムの開催等の諸活動をされています。

同研究会は、日弁連業革シンポジウムに先立って、静岡でプレシンポジウムを開催しました（そこでは私も登壇してOJTの感想を述べてきました）。そして、来年（2020年9月6日（日））には、大阪で上記研究会のシンポジウムが開催される予定です。

過去のシンポジウムでは、模擬個別指導を実施し、具体的ノウハウの提供がなされ、書籍やオープンな場での講演では知り得ない実践的な知識を得る機会となっています。

また、竹内弁護士には、昨年、大阪弁護士会業務改革委員会及び行政問題委員会の勉強会の講師としてご来阪頂き、その後、大阪の会員へのOJTの機会提供にご協力頂いています（これまでに大阪から5名が実際に個別指導に同行させてもらいました。今後も機会があるかと思えます）。

この分野を経験したことがある弁護士はまだ少ないですが、弁護士の職務として有用であることは間違いありません。今から活動すれば先駆者にもなれる分野です。

関心のある方はいつでも永井宛にご連絡ください（そして来年の大阪での上記研究会シンポジウム開催の準備もお手伝いください）。



門川京都市長からの祝辞

## 第21回日弁連業務改革シンポジウム 第10分科会

## 民事信託の実務的課題と弁護士業務

宮崎 誠 司 (47期)

## 1 はじめに

当シンポは、隔年ごとに開催されている。この度で5回目の参加である。私の知る限り、弁護士会が主催するシンポの中で最も参加者の多い行事であろう。初めて参加した横浜でのシンポに比べても分科会の数が増えジャンルの拡がりを実感できる。これまで、ともすれば人権活動と業務改革は切り離された活動のように思われていた節がないではない。しかし、当シンポの分科会の掲げるテーマを一覧すれば、そうではなく、同じ土俵の上の融合した活動であることを認識されたのではなかろうか。

毎回、少なからずの分科会で大阪弁護士会所属の会員が登壇されている。大阪弁護士会会員による裏方を含めた幅広い活動を知るところとなる。

すべての分科会に顔を出すのは無理なので、参加する分科会の選別に悩む。有意な資料も多いので、分科会を回って資料だけは集めておいて、思うままに2つの分科会を選択した。午前中は、第5分科会の「行政手続における弁護士の関与業務の展開」に顔を出し、午後からは第10分科会の「民事信託の実務的課題と弁護士業務」に参加し、少々早めに切り上げて第11分科会の「『おひとりさま』支援における弁護士の役割」を覗いた。

私は、第10分科会の報告を担当する。ただ、当日の外気は蒸して暑く一時休憩を挟んだ後

の午後3時過ぎ頃に襲われた猛烈な睡魔による埋められない空白の時間の箇所は、ご容赦いただきたい。

## 2 第10分科会参加の経緯など

私が第10分科会を選択したのは、大阪弁護士会業務改革委員会の信託部会に現在は幽霊部員としての所属になっているが、当初は割とよく出席していたことにも拠る。

ところで、弁護士による信託分野への関りは、司法書士に比べて遅れている現況にある。分科会でも、この遅れている原因が議論の対象になっていた。登壇されていた信託銀行の関係者によれば、弁護士は司法書士に比べて、他に収益を獲得できる分野があるということが一つの原因ではないかと第三者的立場で説明をされておられた。トラストというと、米国の弁護士が超富裕層の財産管理で高額なフィーを獲得できるイメージがあるが、信託銀行でさえ信託管理する財産に関して不動産は取り扱わないとか一定の預金・金融資産の保有を条件としているように、本来的にフィービジネスなので、弁護士業務としても決して割の良い分野であるとの認識は持たない方が望ましい分野であると思う。

また、弁護士の関与の遅れの原因について、佐久間毅教授も講演の中でも触れられていたが、信託業法上の規制との関係の問題もあり、例えば信託の受託が業務として行われていると認定されれば業法の適用の問題とな

り、金融監督庁等の官庁の監督下に入ることになる。やはり弁護士としてそこは回避したい。上述した当会の信託部会でも、平成27年当時、その議論から入ったように思う。

ともかく、弁護士が手掛けてしかるべき信託分野にもっと多くの会員が関心をもって参入していくべきとの強い思いが背景にある。

### 3 第10分科会の報告概要

分科会の主たる構成は、佐久間毅同志社大学教授（京都大学名誉教授）による基調講演と信託に関与されてきた金融関係者、弁護士、佐久間教授によるパネルディスカッションであった。アンケート集計結果も議論の素材とされていた。信託契約書例や相続法改正との関係に触れた論考なども参考資料として有意であった。その上で、以下、字数の関係で佐久間教授の講演概要の記述にとどめ、パネルディスカッションの概要は省略させていただくこととする。

佐久間教授は、本当に無駄なく整然と信託にまつわる基本的かつ重要な事柄をお話しされた。信託は「素人（親族等）が適切に運営できるものではない」、「関係者が複数に及ぶことから利害対立が生じやすい」、また「長期間に及ぶことも想定される」。それ故に、「親族が受託者となるような場合には信託にかかる条項をより明確に定める必要がある、そして条項は各々の個別の信託財産に即して適切に設定することが求められている」と説明された。

また「親族が受託者になる場合、周辺の関係者から影響を受ける可能性もある一方、法定後見のように家裁による監督というような制度的担保もないからこそ、信託の仕組みの内部に監督機能を組み込む必要がある」と説明された。そして佐久間教授のお話しは「専門家の役割と責任」にも触れられ、まず「信

託は一般に融通の利く制度として理解されているが、このように理解することには違和感がある、信託は濫用に対して脆弱である」と所見を述べられた。

引き続き、「信託という分野には未決着の解釈問題が非常に多く専門家が適切に関与することが望まれることに相違はなく、ただ民事信託に関与する専門家が（重い）賠償責任を問われることは考えにくい」とし（但し、裁判例を素材とした説明では裁判例の事案の信託の内容を厳しく批判された）、それゆえ「専門家の倫理的または社会的責任を重く受け止める必要がある」と説明されつつ、「法定後見のように裁判所の監督というような監督制度がないこと、法的責任を問われにくいこと、信託業法の規制の事実上の回避等から、専門家のモラルや努力にのみ委ねることで足りるか（現に、法定後見においてさえ専門家による着服等の不祥事は発生している）」と問題提起され、「専門家集団が各専門家に対する監督・指導体制を自律的に構築することが望ましい」との結論を述べられ、講演を締めくくられた。

### 4 おわりに

平成18年に信託法が全面改正され、条文においても相当に詳細化されたように思われるところ、未だ多くの解釈問題が潜んでいるということで、弁護士としては取り組む知的な楽しみが残されている領域であるとともに、上述したように弁護士による参入が乗り遅れている領域である。今後は、弁護士会の中に創設するか外部に独立して創設するかはともかく事業センターのような監督機能の有する運営機関の創設の検討が望まれていると言えよう。これ以上、司法書士に周回遅れにならないようにゆっくと急げ。



# 人権を語り合う2日間

— 日弁連人権擁護大会 in 徳島 —

大橋 さゆり (51期)

## 私が参加し始めたきっかけ

皆さん、「私は人権擁護委員会に入っていないし、日弁連の企画で毎年あっちこっちへ出向く興味も時間もないわ」と思っておられませんか？

私は登録した年から大阪弁護士会の人権擁護委員会に所属しているのですが、最初から日弁連人権擁護大会に参加しようという気持ちはなく、他人事という感じでした。

しかし、人権のホームレス問題部会で一緒に活動する人たちが、日弁連人権擁護大会の「貧困問題」をテーマとするシンポ実行委員に選ばれて準備をしているということを知り、それが釧路という遠方であったこともあって、一気に数名で「参加しよう！」と盛り上がりました。2006年のことです。

それ以来、私は毎年秋の人権擁護大会への参加を楽しみにするようになりました。

## 姉弁・辻田博子先生の場合

ところで、人権擁護大会へ行くようになると、毎年参加している人がいるのがわかります。

そのお一人が、私の河上泰廣法律事務所での姉弁に当たる辻田博子先生です。

「毎年参加するものなのだ」と聞いて、私も単純にそれに倣ってきたわけですが、今年、徳島で、「なぜ毎年参加するのか」を伺



新町川からあわぎんホールを望む

うことができました。

「日弁連人権擁護大会では、日弁連の知の最前線を知ることができる。ここで2日間を過ごすことは弁護士として大事なこと」と。

## 西信子先生の場合

西信子先生も常連のお一人です。もっと雄弁に参加の意義を語っていただきました。

「私は弁護士になった頃から人権擁護大会に参加している。大会に参加することで、『弁護士であること』を実感する。シンポも勉強になるし、大会での決議の審議も前方に座って聞く。そして主催単位会が大変気を遣って準備して下さる観光（日帰りコースと1泊コースがある）にも、1泊で行く。年に一度の楽しみだ」と。

## 年に一度、じっくりと 弁護士法1条に触れる

弁護士法1条第1項は、「弁護士は、基本



の人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」です。

日頃からこの「使命」を意識しているわけではない、と謙遜される方もいらっしゃるかもしれませんが、実は「基本的人権の擁護」「社会正義の実現」は、弁護士として相談者・依頼者に判断指針をお示しするときの根本と言えるものです。これらがなかったら、「弁護士」という資格の存在意義が、他士業と差別化できないと思います。

ですから、毎年毎年広がりを持つ人権の「今」を知って、自分の根本を確認する機会として、日弁連人権擁護大会はうってつけの場であると言えます。

### 今年度の3決議

例年、木曜日の昼過ぎから、シンポジウムが3分科会同時に開催されます。

そして翌日には大会が開かれ、3つのシンポの実行委員会が起草した各決議案を審議し、採決して大会決議とします。

今年度は、以下の3つの決議が賛成多数で承認されました。

**第1決議「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言—取調への立会いが刑事司法を変える」**

**第2決議「個人通報制度の導入と国内人権機関の設置を求める決議」**

**第3決議「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」**

3つのシンポジウムをハシゴする方もいらっしゃいますが、私は第2分科会へ参加しました。ただ……睡魔に襲われながらの参加でした。というのも、木・金の2日を事務所から離れるためには、それなりに支度することが必要で、今年も未明3時ころまで事務所にい

たからです。例年、開催地へ着いて昼食をとり、会場の椅子に身体を埋めて暗い客席からステージでの発表を見ているうちに、記憶が途切れ途切れに……。

今年も相変わらずでしたので、シンポについては発表させていただく内容がまとめられません。また、言い訳になりますが、第2分科会では写真・映像の撮影は禁止となっており、写真もありません。

### 言いつばなしにしない日弁連の人権活動

さて、金曜日が大会です。朝から眉山ロープウェイと阿波おどり会館を見学して、大会に臨みました。



阿波おどり会館

登録21年目の私が、今年参加して、改めて日弁連の人権擁護活動について感じたことを書かせてください。

今年度の各決議の説明を聞いていますと、その淵源は以前の日弁連の決議にあり、着々とその後の活動を積み上げてきた成果が発表されたと分かりました。

例えば第1決議。刑事訴訟法40周年にあたって刑事司法改革を弁護士自らがその手で始める、ということを宣言した「1989年松江宣言」から、当番弁護士などの活動実践が進



大会第1決議

められてきました。被疑者国選の制度化はその大きな結実です。さらに身体拘束制度の改革、証拠開示制度の拡充などと併せ、取調立会権の確立の実現に向けてことが今年の決議だったのです。

また第2決議。2010年定期総会において「わが国における人権保障システムの構築及び国際人権基準の国内実施を求める決議」を採択し、その後が進められていないことの反省の上の決議でした。

第3決議も、1962年高松開催の定期大会において「再審制度改正に関する決議」を採択したところからの継続した取組みだそうです。

制度改正の取組みは、国会議員や官庁に対する交渉が重要で、東京での動きが多く、大阪からは見えにくいものです。しかし、全国での取組みを示すことが必要なとき、大阪も各单位会とともに運動を盛り上げていかないといけないと思います。

大会決議の説明を聞いているだけで、こうした日弁連の連綿とした人権擁護活動の歴史を知ることができて、興味深いものでした(シンポの晩は旅館でよく寝た!というのも大

事な要因です)。

## 大会の懇親会

大会の後、主催会による懇親会が盛大に催されます。私は今年も1万2000円を払って参加しました。

なかなかお高く、食べ物で元を取った気にはなりません、今年の見物は「阿波踊り」、しかも3つの連(菊水連・娯茶平・殿様連、各30名はおられました)が次々に登場して、踊りと生の鳴り物を披露してくれたことでし

た。

実はシンポの晩に「女性弁護士交流パーティ」という、日弁連の男女共同参画推進本部と日本女性法律家協会の合同企画がありました。「名刺ビンゴ」という初めて見る趣向もあり、丹念に準備してくださったなあ、と思いましたが、そのときに徳島出身者による「無伴奏 阿波踊り」を見せてもらいました。

もう、腰の入り方が違います。小学校に入った歳くらいの女の子がお母さん(弁護士)とともにポーズをとった瞬間に、徳島の阿波踊り文化の奥深さを悟ることができました。



懇親会で阿波踊り



海鮮バーベキュー

## 法友の懇親会！

さて、賑わう大会懇親会を早めに抜けて、法友の参加者が既に盛り上がりつつあるお店「阿波海鮮 魚浪漫」へ向かいました。

なぜかこの懇親会からご参加という会員もおられたようですが、ああ！ もったいないことです。3決議の場においてくれなくちゃ。

美味しい海鮮料理をいただきながら、辻田先生・西先生による、本稿冒頭の「人権擁護大会参加の意義」のお話が聞けたのが、何より強い印象として残っています。

## 土曜日の公式観光

人権擁護大会には、大会前企画のゴルフと、大会後企画の公式観光がセットされています。

私は公式観光にはいつも注目しています。

自分たちで行きたいところが他にある、というときには、レンタカーを借りて自分たちで行きますが（昨年度の青森では八甲田山・酸ヶ湯温泉まで練り出しました）、公式観光も捨てがたいです。

バスパックツアーの安心感、そして主催会の役職者がきちんとアテンドしてくれること。ややお高い（特に1泊は6万円くらい掛

かります。すごいところに泊まるんです）こととの天秤に掛けて、毎年悩みながら決めます。

今年は日帰りのBコース、藍染め体験・海鮮バーベキューと鯛の漬け丼のランチ・西国八十八ヶ所一番寺・酒蔵と醤油蔵の見学。お土産も沢山買って、満足しました。

最後に徳島弁護士会の方から、「お土産」として、特産の和三盆でできた可愛い鯛の形のお干菓子をいただきました。紫芋入りで、来年度の開催地・鹿児島県への引継の思いを込めたものだそうです。

さあ皆さん。来年度は11月5日・6日に鹿児島県へ行きましょう！



和三盆お干菓子



# 大阪弁護士会大運動会

## — 三冠への道 —

町野達也 (68期)

### 1 第45回大阪弁護士会大運動会

令和元年10月14日体育の日、第45回大阪弁護士会大運動会が長居運動場にて開催されました。私は、入会初年度から数え、4年連続4回目の参加をさせていただきました。

大運動会は家族で楽しめる種目が数多くありますが、今回は、大運動会名物とも言える、大人が「ガチ」の勝負を行うリレーと、綱引きを中心にレポートさせていただきます。

### 2 各派対抗リレー

午前の目玉種目とも言えるのが各派対抗リレーです。その名のとおり、大阪弁護士会の会派（7会派）ごとにチームを選抜し、リレーで勝負します。この種目で上位3位以内に入れば、最終種目である三庁対抗リレーの出場権が得られます。法友倶楽部は、私が大運動会に参加した過去3年は、毎年惜しくも出場権を逃しており、三庁対抗リレーに出場できていませんでした。

今年こそはと、三庁対抗リレーへの進出そして優勝を目指して結成された、リレーメンバーがこちらです。



法友倶楽部のリレー選手常連であり、100メートルを10秒台で走った実績を持つとされる増田先生が中心となりメンバーを選抜し、体育会系の頼もしい選手たちが集まりました。

リレーがスタートすると、第1走者の森先生がフライング気味の素晴らしいスタートダッシュを決め、上位でバトンを渡しました。そして、第2走者の植田先生も健闘し、第3走者へ4位でバトンが渡ります。その後、法友倶楽部は、順調に順位を上げ、アンカーの増田先生に1位でバトンをつなぎました。増田先生は、走りながらしきりに2位との距離を確認しながら、流してゴール。法友倶楽部が優勝し、三庁対抗リレーへの出場権を得ました。



※林副会長は走っていません

### 3 綱引き

大運動会のもう一つの目玉種目が綱引きです。こちらも会派対抗の種目となっていて、各会派15名（うち5名は子ども又は女性）の選手で競技を行います。

法友倶楽部は、優勝を目指すべく当日来場



していた会員の中から選抜チームを結成しました。中には、綱引き要員として動員され、このためだけに来場していた会員もいます。その結果、綱を支える後方には屈強な選手が揃いました。



法友倶楽部は、第1回戦、準決勝と順調に勝ち、決勝戦へと進みました。そして、五月会との決勝戦が始まります。

スタートの号砲の後、双方が全力で綱を引くも力はほぼ互角で、綱はほとんど動かず、その後も一進一退の戦いが続きます。結局、制限時間1分の間に決着は付かず、勝敗は判定へと持ち込まれました。

そして判定の結果、綱はわずかに法友倶楽部側へ動いており、法友倶楽部の優勢勝ちとなりました。



これで法友倶楽部は、各派対抗リレーと綱引きの2冠を達成しました。残るは、大運動会の最終種目である三庁対抗リレーを優勝し、三冠の達成を目指します。

## 4 三庁対抗リレー

三庁対抗リレーは、大阪地裁2チーム、大阪地検、大阪高検の計4チームと、午前に行

われた各派対抗リレーの上位3チームが出場する、いわば決勝戦です。

午前の各派対抗リレーで優勝した法友倶楽部は、もちろん三庁対抗リレーの優勝候補です。ところが、そう簡単に優勝できないのが三庁対抗リレーなのです。

スタートの号砲と同時に、第1走者の森先生が、午前と同様素晴らしいスタートダッシュを決めました。ところが、バトンパス寸前で転倒。素早いリカバリーを見せるも6位でのバトンパスとなりました。

その後も例年通り猛烈な追い上げを見せ3位まで順位を上げましたが、1位、2位が素晴らしい走りでもリードを広げていたため、法友倶楽部のウサインボルトこと増田先生もさすがに追いつくことはできず、3位でのゴールとなりました。

各派対抗リレーで優勝していただけに悔しい結果となりましたが、ハプニングにもかかわらず3位という素晴らしい結果を残すことができました。

## 5 終わりに

今回はリレーと運動会について取り上げましたが、大運動会の競技は、全部で10種目以上あり、その多くが、子どもも参加できるものとなっています。また、これらの競技以外にも、ハイハイ競争、バルーンパフォーマンス、出店(わたがし、ストラックアウト、スーパーボールすくいなど)、豪華景品の当たるお楽しみ抽選会など、家族で1日中楽しめる内容となっています。

今回参加していなかった会員の皆様も、ぜひお気軽に参加していただき、競技に出場して、気持ちのいい汗をかきましょう。来年も、法友倶楽部の皆様と一致団結して、リレーや綱引きで優勝を目指して勝負できることを楽しみにしています。

# 夏だ！ ビンゴだ！ マジックだ！

## — 2019 法友倶楽部ビアパーティー —

2019年度 法友倶楽部副幹事長 秋 吉 忍 (61期)

令和元年8月5日(月)午後6時30分より、太閤園ガーデンホールにて、夏恒例のビアパーティーが開催されました。今年は、150名を超える会員、事務職員、ご家族の皆様にご参加いただき、会場は、たくさんの子どもの笑顔で溢れていました。

繊妙(微妙?)なサイズのハッピーを羽織った橋口玲幹事長の開会の挨拶の後、法友倶楽部90周年記念事業に関する仮払金支出について審議され、満場一致で可決承認されました。



喉もほどよく渴いたころ、竹岡富美男会員の乾杯のご発声にあわせて皆でグラスを傾け、いよいよビアパーティーのスタートです！

会場には、夏祭り気分を盛り上げるたこ焼きやクレープの屋台が並び、大人も心惹かれるお子様用ビュフェコーナー、特別メニューのカルビフォアグラ丼等が用意され、みなさん思い思いに料理を楽しんでおられました。

会務を終えて急ぎ駆けつけてくださった「令和元年度の副会長」林裕之会員からは、会務報告がなされ、激務の疲れを感じさせない軽妙な



トークは流石でした。

さて、今年のビアパーティーは、目玉企画がなんと2つも！ 1つめは、凄腕マジシャンによるマジックショーです！

大阪北新地のマジックバーからルビー天禄さん、サニーヒオキさん、南ゆうじさん、ランディー熱さんをお迎えし、ルビー天禄さん曰く、見習いマジシャンの大川一夫会員にも特別出演していただき、各テーブルでマジックをご披露いただきました。目の前で繰り広げられる神業に、会場のあちこちから「おお





ビンゴ大会

ーっ！」という驚きの声が上がっていました。続いて、ルビー天禄さんによる華麗なステージマジックが披露され、テーブルが宙に浮くマジックでは、林副会長のお嬢さんも大活躍されていました。

会場が大いに盛り上がるなか、続いて2つめの目玉企画、恒例のビンゴ大会の始まりです！

壇上には、ロボット掃除機ルンバ、ニンテンドースイッチ、アップルウォッチなど、会員のご厚意で提供いただいた豪華商品等が並び、いやがうえにもテンションが上がります。フライングでビンゴコールをする方もおられ、会場は笑いで包まれました。

時間が押す中、ビンゴマスター古賀大樹副幹事長と親睦委員会の皆さんの抜群の仕切り



綺麗にライトアップされた庭園

により、きっちり予定時刻に終了するという神業マジックをここでも見ることができました。

楽しい時間はあっという間で、すっかり暗くなった外を見ると、庭園が綺麗にライトアップされていました（写真がカラーの電子版会報誌も是非ご覧ください！）。

最後は、福原哲晃会員より閉会のご挨拶をいただき、参加者全員で記念写真をパチリ☆今年のビアパーティーも大盛会のなか閉会となりました。

ご参加いただいた皆様、準備や進行にご尽力いただいた先生方、本当にありがとうございました。来年の夏も、皆様と楽しい時間を共有できることを楽しみにしております！



親 睦

# 友新会120周年記念 ボウリング大会

南 力 斗 (71期)

今回、縁あって友新会120周年記念ボウリング大会の記事を担当させて頂くことになりました71期の南と申します。

私は、本来大会に参加させて頂く予定ではなかったのですが、ボウリングが好きということもあって、大会3日前に急遽増田先生にお願いし、参加メンバーに入れて頂きました(増田先生には、「出場したかったけれど、そこまで言うのであれば譲ります」と快諾して頂きました。有難うございました)。

各会派対抗でのボウリング大会は、参加者総勢80名弱の大規模な大会でした。優勝チーム、ベストスコア者、飛び賞その他様々な特別賞に対する表彰と豪華景品が予定されており、参加者のレベルも高く大変白熱した闘いとなりました。

大会ルールは、6人1チームで、3ゲーム行い、チーム内の上位4名の合計スコアを競うというものでした。3ゲームは長丁場ですが、合計スコアの闘いですので、どのゲームも手を抜くことはできず、各チーム緊張感に満ちたゲームが続いていました。

法友倶楽部は、太田先生、安藤先生、荒鹿先生、高見先生、石坂先生、増田先生の代打の私の6名でした。最年長の太田先生が率いる法友倶楽部は、スコアが拮抗していて、チーム内上位4名が誰になるかが最終ゲームまでわからなかったこともあり、全員が最後



総合3位の記念写真

まで集中して球を転がしていました。安藤先生がターキーを出してハイスコア192を獲得した瞬間、チームは完全に一丸となっていました。そして、全員の健闘の甲斐あって、法友倶楽部は総合3位という好成績を収めることができました。懇親会の結果発表で、法友倶楽部の名前が呼ばれたときの光景は今でも覚えています。

最後になりますが、急遽参加することを受け入れてくださった法友倶楽部の先生方、そして、このような素敵な大会を企画して下さった友新会の先生方、本当に有難うございました。





親 睦

# 阪堺電車貸切イベント報告

入 江 貴 之 (62期)

令和元年7月3日、「阪堺電車貸切イベント」と題し、阪堺電車を貸し切って走行する電車の中で美味しいお酒や料理を楽しむパーティー企画を開催しましたので報告申し上げます。

昨年度は、台風の影響により残念ながら開催が見送られましたが、本年度は、若干の雨が降る中ではありますが、なんとか開催することができました。また、当日は、法曹同志会さんが企画のオブザーバーとして参加していただき、大変賑やかなパーティーとなりました（法曹同志会さんからご参加いただいた先生方は個性的な方が多く、大いに本企画を盛り上げていただきました）。



午後7時1分に天王寺駅を出発し、約50分をかけて浜寺駅まで進行し、そこで折り返して再び天王寺駅まで往復する電車の旅です。阪堺電車は、大阪で唯一の路面電車であり、下町の雰囲気のあるエリアを颯爽と走行していきます。電車内はホームパーティー仕様に飾り付けをしていただいております、移りゆく車

窓の景色と相まって華やかな雰囲気のもと行われました。

出発した直後に早速乾杯。持ち込みの中華料理のオードブルやお寿司に舌鼓を打ちます。橋口玲幹事長から、高級なお酒や「乃が美」の高級食パンなど差入れいただき、すぐに電車内は「走る居酒屋」状態となりました。

電車内では、参加いただいた法曹同志会さんの先生方から自己紹介をしていただいたり、安藤良平先生から、スマホで有名な曲のカバーソングを再生してどのアーティストがカバーしているのかを当てるクイズをしていただいたり、大変盛り上がる中、あっという間に天王寺駅まで往復した路面電車の旅でした。

最後に、ご参加いただいた先生方、ありがとうございました。また、ご参加いただいた法曹同志会さんの高江洲ひとみ先生、川間亮佑先生、榊原大輔先生、梅寄啓示先生にも大変盛り上げていただきました。ありがとうございました。



親 睦

# 岡田浦港地引網体験&BBQに 行ってきました!!

青木 佑馬 (70期)

令和元年9月21日、岡田浦港地引網体験&バーベキューをしてきました! たくさんのご家族が参加する中、縄を引っ張る要員として参加させていただきました。前日の雨予報が嘘のような快晴の中、地引き網体験がスタートしました。



参加したお子さん達に負担をかけないように、力要員の先生方を前方と後方それぞれに配置する作戦に出ました。

私は、前方で綱を引いたのですが、前方の綱は、水を吸って重く、引っ張るのにかなりの力が必要になりました。下の写真のとおりピンと張っています。

これに対し、後方は、弛んだ綱を回収する

だけで、引っ張るのにそれほど力もいらなかったそうです。後方の藪根先生は、上の写真をもてもお分かりの通り(橋口先生の後ろにこっそりいます)、縄すら持っていません(笑)。

来年は、是非とも前方へお願いします!

綱を引き終わると鯛やヒラメなどの魚が数十匹とたこが5匹も取れました!







捕まえた魚やたこを水槽に移して、触ってみたり、持ってみたりと触れ合いました。お子さん達は、普段できない体験に声を上げて喜んでおり、非常にかわいかったです。



地引き網体験が終わった後は、BBQをしました。網焼きに加えて、お魚のフライやたこ飯などの料理が提供されたほか、橋口幹事長からの差し入れで、一家族1枚のステーキが振る舞われました。

私は、わさびを擦る係に任命され、合計で3本のわさびをすりおろしました。

お肉は、地引き網体験なのにキャンプグッズを持参していた松木先生が道具を駆使して、美味しく調理してくれました。

独身の私が参加しても非常に楽しめる企画でしたが、いずれは、家族を連れて参加したいと思います！ 企画いただいた親睦委員の先生方、ありがとうございました！！



## 親 睦

# フラワーアレンジメント教室

植 田 かおり (70期)

芸術の秋がやってまいりました。令和元年10月29日(火)18時30分から親睦委員会主催のフラワーアレンジメント教室が今年も実施されました。

いつもは、講師の先生を弁護士会館にお招きしていますが、今年は趣向を変え、「bois de gui」から講師の先生をお招きし、大川対岸のブルックリンローズステイニングカンパニー北浜店にて開催されました。

当日は弁護士だけではなく、事務員さんもおられ、約20名の方の参加でした。弁護士会館の外で行うイベントは新鮮でした。

大きな窓越しに映る弁護士会館を眺めながら、今回は、スポンジを使った、置き型タイプのフラワーアレンジメントを制作しました。

秋という季節柄、姫りんごを含む「実もの」6種類（つるうめもどき、バラの実センセーション、ヒペリカム、ユーカリポポラスベリー）と、「葉もの」4種類（ブルーアイス、紅葉雪柳、紅葉ヒペリカム、ピスタキアリーフ）の計10種類を使いました。

本当は写真付きで各種類を紹介したいところですが、紙面の都合上、またの機会ではないかと思います。おそらく1番の目玉となる「姫りんご」、一見おいしそうに見えるのですが、食用ではないので、残念ながら食べることはできません。

早速ですが、制作方法を紹介します。いたってシンプルです。“スポンジを隠すよう

に花を挿す”、の1点です。しかし、これが難しい。

まずは、「葉もの」のブルーアイスとピスタキアの位置を決めてから挿し始めます。ここで、最初の壁にぶつかります。それは、出来上がりを縦長とするか、横長とするのか問題です。どちらか決めると、時間を待たずして次の壁に当たります。それは、どこにどの花・葉を配置させるか問題です。この醍醐味こそがフラワーアレンジメントですが、第1の問題との整合性を合わせる必要があります。1つ気になりだすと、花や葉の長さも気になりだします。完成図を思い浮かべながら制作していきませんが、「ああでもない」「こうでもない」と自問自答の繰り返しです。一向に終わりません。



一度枝を切ってしまうと元には戻せないの、切る時は慎重になります。「アッ！ やってしまった！」と思うことが多々あったのはここだけの話。時すでに遅しでした。





フラワーアレンジメントは、一度思い悩むと永遠と悩み続けてしまうので、ある程度の割り切りも必要です。

話は反れましたが、講師の先生と適宜相談しながら、淡々と、黙々と、時には談笑しながらスポンジに花を挿し続けていきます。あっという間に時間は過ぎ、気付けばみなさんの作品が徐々に完成していました。

全員の作品が完成すると、コーヒーや紅茶で、ケーキを頂きつつ、みなさんと談笑して過ごしました。2時間があっという間に過ぎました。

ちなみに上の写真は、今年度の親睦委員長のア藤先生の写真です。

bois de guiさんには、誰かにプレゼントすることのできるようなラッピングまでしていただきました。全体の集合写真で、袋に入った花を持っているのは、ラッピング後のものです。

かわいいラッピングまでしていただき、完成した作品は各自丁寧に持って帰りま

した。ちなみに私の作品は、事務所の会議室にそれとなく置きました。スポンジの水の補充を忘れ、若干枯れ気味になりましたが、なんとか耐えています。

「フラワーアレンジメント」というと、華やかなピンクや黄色の花で構成された花束やリースをイメージする人も多いかと思いますが、今回、「実もの」と「葉もの」がメインであり、華やかさでは若干劣ると思いますが、自分では用意をしないであろう花を取り扱うことができ、とても勉強になりました。

みなさんの作品を拝見すると、20人20通りの作品があり、どれ一つとして同じものはありませんでした。たった1つの花や葉の配置方法で、見え方が大きく変わることも分かりました。また、葉1枚でも、黄色っぽい葉もあれば、緑の葉もあり、これまた色の配置方法で趣が大きく異なることも実感しました。

またの機会を見つけてフラワーアレンジメントをしたいと思います。

「花は奥が深いなあ……」と改めて感じた日でした。



親 睦

# 5年ぶりのHGC優勝

## — 早起きも実力のうち —

金 泰 弘 (62期)

令和元年11月16日、阪奈カントリークラブにおいて開催された秋季HGCにおいて、優勝を飾ることができましたので、報告記事を書かせていただきます。

私がHGCで優勝させていただくのは、今回で3回目となりますが、2回目に優勝したのは5年も前ということで、月日の流れの速さに驚かされます。

この5年の間に、法友倶楽部ジュニア部では、有志によるゴルフ部が結成され、定期的な例会を実施し、万年Bクラスだった若手会各派対抗ゴルフでも、一昨年、昨年と二連覇をするまでになりました（上位5名のスコアが採用されるため、私の貢献はありません）。そんな中で揉まれているおかげで、振り回しただけだった私のゴルフも多少の成長はしてきたものと思います。

さて、冒頭に触れたように今回のHGCの舞台は阪奈カントリークラブであり、私の自宅から最も近いゴルフ場の一つと言えます。とは言え、午前7時台のスタートということで、明け方グッと冷え込むようになったこの時期には、何とも言えないプレッシャーがあります。そのため、前日はいつもより早めに布団に入った私ですが、この日、今年初めて参加した弁護士会の将棋大会の2回戦があり、過去に優勝経験もある対局相手に悔しい逆転負けを喫した私は、あの手この手を反省



し、なかなか寝付けずにいた結果、起床予定時刻を大幅に徒過してしまいました。

それでも、普段は乗らない区間も高速を利用し、指定された集合時刻（7時）には少し遅れたものの、スタート時刻（私は最終組だったので7時48分）にはなんとか間に合いました。

しかし、上には上がいるもので、私がゴルフ場に到着した時点で、まだ出発すらされていない強者がなんと2名もおられました。

当該2名を最終組に変更し、いよいよHGCの幕が切って上がりましたが、いくら近いと言っても、さすがに最終組のスタートにも間に合わず、スタートホールは、小寺陽平先生との2サムとなりました。

しかし、他人はどうあれ自身の準備ができ

ていない私はロングホールでいきなりトリブルボギーを叩いてしまいます。

続くショートホールでも1打目がグリーンを捉えきれないというところで、2名がマーシャルのカートで運ばれてきました。

そのうちの1名である佐伯良祐先生は、深酒し過ぎたのかと思いきや、前日は、年間数日しか設けないという休肝日で、逆にぐっすり寝込んでしまった(?)ということであり、焦りから、クラブ以外のゴルフ道具を全て忘れてくるというオマケ付きで、私服に真の「スパイクレスシューズ」といういで立ちであったのに対し、もう1名の高尾奈々先生(佐伯先生のイソ弁)は、送迎担当のボス弁に巻き込まれたのかと思いきや、こちらも佐伯先生からの電話で起きたということで、しかしながら、最初からゴルフウェアを着てくる作戦で、万全のスタイルでした。

そして、当初は、「駆け付け3杯」ならぬ「駆け付け3倍」ということで、遅れたスタートのロングホールを「15」としていたところを、小寺先生の恩情裁定により、2倍の「10」に変更され、ここから本格的に4人でのラウンドがスタートしました。

私としては、遅れてきた2人、特に、足を滑らせながらナイスショットを連発する佐伯先生には負けられないという思いもあり、4ホール目あたりから立ち直り、後半はハーフ35の恩恵も受け、4オーバーながら39というハーフベストも更新することができ、トータルとしても、ベストにあと1打と迫る88の好スコアでホールアウトすることができました。

そして、3度目のHGC優勝を勝ち取ることができたのですが、下記結果表を見ていただければわかる通り、佐伯先生と高尾先生との差は3打しかなく、お二方の実力的には、

順位	参加者	IN	OUT	GROSS	HDCP	NET
1	金 泰 弘	49	39	88	25	63
2	東 井 瑞 起	52	49	101	36	65
3	佐 伯 良 祐	52	50	102	36	66
4	高 尾 奈 々	58	44	102	36	66
5	片 岸 寿 文	45	39	84	17	67
6	塚 崎 幸 司	51	42	93	21	72
7	山 岡 直 人	46	47	93	19	74
8	小 寺 洋 平	48	47	95	18	77
9	山 田 一 仁	52	49	101	23	78
10	都 裕 記	51	49	100	16	84
11	安 藤 良 平	64	59	123	36	87

DC：金、片岸 NP：高尾、金

スタートのロングホールをプレーしていれば、「10」も叩くことはなかったと思いますので、優勝はお二方のどちらかであったと思います。

このように、今回の優勝は、私の遅刻の気持ちを和らげていただいた佐伯先生、高尾先生と、絶妙な裁定をくだしていただいた小寺先生という同伴メンバーに支えられてのものであったことは疑いようのないところですが、「早起きも実力のうち」という安藤良平親睦委員長の言葉を借り、ありがたく頂戴したいと思います。

また、今回は57期～71期という若手中心のHGCとなりましたが、3月20日には、鳴尾ゴルフ倶楽部で、本年度最後のHGCが行われる予定と聞いておりますので、より上の期の先生方ともご一緒させていただければと思います。よろしく願いいたします。

※編者注 令和元年11月23日、阪奈カントリークラブにて開催された若手会各派対抗ゴルフにて法友倶楽部は見事三連覇を達成しました。詳細な報告は次号掲載予定。



法曹交流 .....

# インハウス弁護士との交流会

岡村 亜衣子 (71期)

令和元年8月1日、法曹交流委員会主催の企画として、「インハウス弁護士との交流会」を行いました。交流会では、企業で活躍しておられるインハウス弁護士の方々を講師としてお招きし、講演していただいたうえで、質疑応答の時間を設け、相互の交流を深めることができました。

今年は、名取伸浩先生 (57期・小林製薬株式会社)、吉鹿央子先生 (62期・ゲンゼ株式会社)、西村智久先生 (67期・株式会社鴻池組) が講師として参加してくださいました。



また、参加者も講師の方を除いて、13名集まりました。

講演において、講師の先生方は、インハウス弁護士を志した理由から、業務内容や生活スタイル、職場の雰囲気などをざっくばらんにお話してくださいました。普段なかなかお聞きすることができないような、インハウス弁護士の「実際」をお聞きすることができ、大変興味深かったです。

また、企業が求める外部弁護士は、どのような弁護士かについても言及していただきました。今後の仕事の取り組み方の指針になる貴重なお話でした。

個人的には、交流会を通じて、講師の先生方は、お勤めの企業に対して愛情を持って、



その企業を支える業務をされているのだと強く感じたことが印象に残っています。また、業務時間外に勉強する時間を取っておられるというお話も興味深かったです。企業においては、勉強することは業務ではない（と捉えられがち）というところに、インハウス弁護士の苦勞の1つを垣間見ることができたように思います。

質疑応答でも、積極的に質問が出て、盛り上がりました。企業におけるクレーマー対策等、企業における問題へのアプローチ方法やインハウス弁護士の業務の魅力等の話題が出ました。

交流会の後は、懇親会を開き、講師の方々と更なる交流をすることができました。

講師の方々から、貴重なお話をたくさんいただき、有意義な交流会にすることができました。ありがとうございました。





研 修

## 令和元年度法友倶楽部第2回研修 ヨガ研修

千葉 あすか (71期)

令和元年9月5日、弁護士会館にて、令和元年度法友倶楽部研修委員会第2回研修として「ヨガ研修」が行われました。

本研修では、数多くの有名テレビ番組にもご出演なされたご経歴をお持ちであり、現在大阪市天王寺区でヨガ教室スタジオグリーンを主宰しておられる、石川奈々子先生に講師を務めていただきました。

まずは全身を使ったヨガを行った後、フェイシャルヨガ（顔ヨガ）を教えていただくというスケジュールで、ヨガ研修がスタート致しました。



全身ヨガ(左)と顔ヨガ(右)の様子

ヨガといえば、体がとても柔軟な人にしかできないようなポーズをとるイメージを勝手に抱いておりましたので、参加前には不安があったというのが正直なところですが、しかし、ヨガ研修中に「しんどい」と思うことは1度もなく、終始とても心地良くヨガを体験することができました。これだけ心地良いにもかかわらず、効果の方は凄まじく、研修後

は体がスッと軽くなった感覚がありました。

また、顔ヨガの体験時には、貴重なお話を聞くこともできました。石川先生曰く、日本人は普段、何かを話すときに表情筋の約20%しか使っていないそうです。なので、普段あまり使わない表情筋を意識的にほぐしていくことが重要であり、そのために顔ヨガがとても有用であることを教わりました。さらに、顔ヨガを1日2、3分行うのを1、2週間続けるだけでも効果があると教わり、日常生活において無理のない範囲で実践できる点がとても良いなあと心底思った次第です。

ヨガ研修終了後、参加された先生方の表情が明るくなっておられたことがとても印象的で、「スッキリした」とのお声もありました。

本研修においては、石川先生に大変分かりやすくご指導いただいたおかげで、とても楽しく実践的な研修を行うことができました。この度は、本研修にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。



皆さん、すっかり表情筋のほぐれた  
柔らかい笑顔になっておられます！

# ジュニア部活動報告

## ～ボルダリング体験など～

増田 力 (63期)

### 1. 第3回～第5回例会

前号に引き続き、平成31年度(令和元年度)ジュニア部の6月以降の活動をご報告させていただきます。

第3回例会は、6月25日、桜宮ゴルフクラブに講師の方をお招きして、ゴルフレッスンを行いました。

第4回例会は、7月18日、「副会長候補者の意見を聞く会」とし、森直也先生をお招きして忌憚のない意見交換を行いました。

8月は、全体行事として行われたビアパーティーを第5回例会としました。

### 2. 第6回例会～ボルダリング体験～

9月24日、ジュニア部の第6回例会行事として、グランフロント大阪にある「グラビティサーチ梅田」さんをお借りして、ボルダリング体験を実施しました。

私自身、初めてのボルダリング体験でしたが2020年東京オリンピックではスポーツクライミングが実施されることもあり、一度はやってみたかったスポーツでした。

当日は、やる気満々で1時間前からスタンバイしていたS先生を筆頭に、珍しく集合時間前にほぼ全員が集合し、体験開始となりました。

#### ボルダリング開始

一部を除いて、ほぼ全員が未経験者という状況の中、スタッフからの簡単な説明が終わらないうちに我先にと壁を上り始める面々。しかし、10分後にはその勢いもなくなり、床に転がり野次を飛ばす状況となりました。

上る人をただただ見上げる人、壁に張り付くことが精一杯で全く動けない人、失敗しても何度もトライする人、いろいろな人がいましたが、総じて終わるころには腕の感覚が麻痺していたようです。

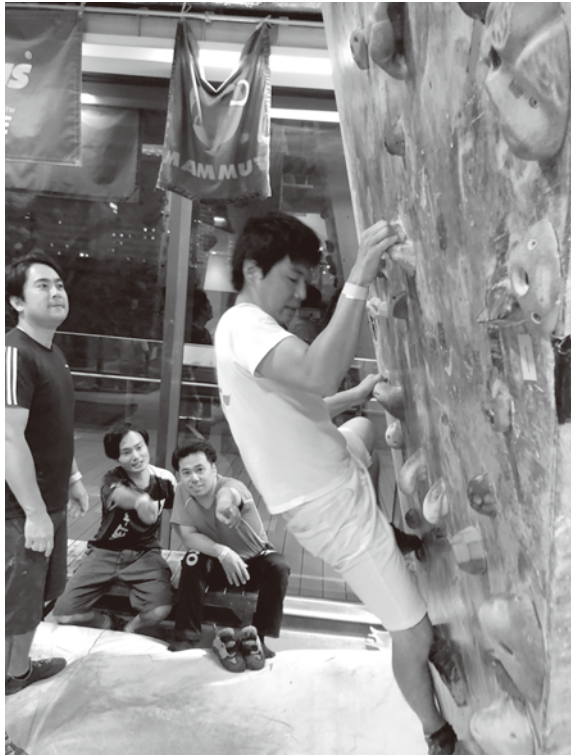
#### やって分かったプロの凄さ！

やってみて分かったことは、想像以上に体力を消耗するということと、下から見るとさ



初心者体験コースでの練習風景

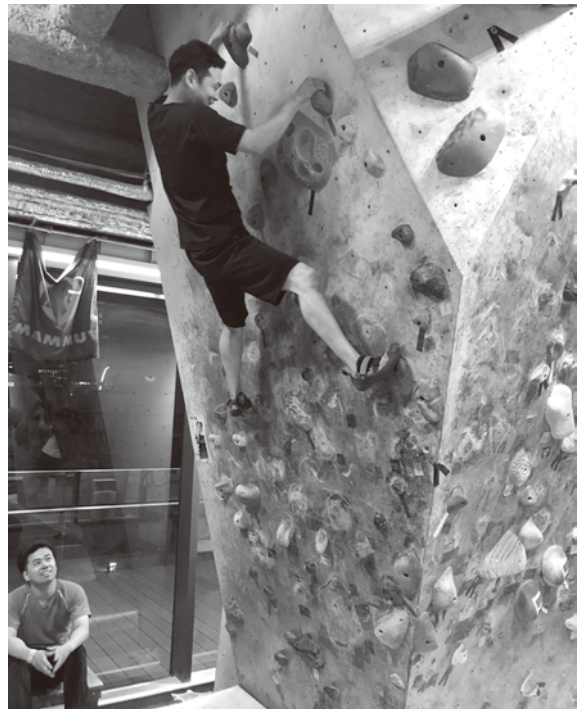
ほど高さを感じなくても上っていくととても高さがあり、恐怖心で思うように上れなくなる（これは私だけかもしれませんが）ことでした。平然と高い壁を上っていくプロの人たちは本当にすごいと、改めて感じました。



皆に指示されながら壁を上るS先生



黙々と何度もトライするT先生



会報用に高くまで上った私

弁護士の業務ではほとんど使うことのない前腕筋を酷使し、帰宅時に車を運転するのも少し不安があるほどでしたが、やはり体を動かすことは気持ちがいいし、楽しいものです。

その後、同じグランフロント地下1階に移動し、懇親会をしたのち、解散となりました。

### 3. 第7回例会～交流会「法テラスについて聞く」～

第7回例会は、10月29日、法テラス大阪所長の福原哲晃先生と同副所長の満村和宏先生をお招きし、法テラスに関する日頃の疑問・質問にお答え頂く交流会を実施しました。この内容は本号の「特集」で詳しく紹介されています。そちらをぜひお読みください。

### 4. これから

ジュニア部の例会も半分を終えましたが、これからも忘年会や各会派若手会対抗カートレース等、楽しめる行事ばかりですので、皆さん、どんどん参加してください！



# 結婚しました

土井一磨 (71期)

「結婚されたそうですね。ぜひ、執筆を！」とのご依頼を受けまして、いったいどこから話が漏れたのかと法友倶楽部の情報網の凄さに驚きながら筆を執らせていただきます。

「同期にいじってもらう感じでインタビューしてもらい記事にされる方も多いですよ。自分で書くのも恥ずかしいでしょうから！」との提案も受けましたが、同期にそのような依頼をする方が小っ恥ずかしかったので、私自身が妻にインタビューしてみました。

——大学2回生(20歳)からのお付き合いでしたが、結婚までの道のりは順調やったよね？

基本的に勉強、勉強やったからね。特に大きな喧嘩はしたことなかったけど、司法試験に合格してようやく、遊びに行く時間が出来たと思った矢先に「那覇修習に行く！」と言い出したときは、さすがにキレそうになったかな。那覇に行くための口実作りのように慌ててプロポーズしてきたけど、そこまでして沖縄に行きたいのかと。

まあ、結果的に何度も沖縄に遊びに行けたから今となってはよかったけれど。

——まだ1年目やけど、弁護士って端から見ているどんな感じ？

忙しい仕事やなあってのが一番やね。ただ、明け方にラーメン食べて帰ってくるのはやめたほうがいいと思う。

——法友倶楽部については何か印象ある？

法友倶楽部……あー、ベトナムに連れて行ってもらったやつのこと？ 事務所を越えた弁護士の集まりやっけ？ 最初の頃は家で話を聞いたけど、最近はちゃんと行ってるの？

たまには事務所の外の付き合いもしておいた方が将来的にいいと思うで。

——ところで、俺って夫として何点？

うーん、逆に何点やと思ってるの？

——えっ……72点くらいですかね。

ほう。まあ70点前後かな。

——足りない30点前後は何ですか。

夜が遅い、家事をしない、寝たら起きない、服がダサい、あと……。

——その辺で勘弁してください(泣)

これ以上のインタビュー継続は困難と判断しましたので、やはり同期にインタビューしてもらえばよかったなと思いつつ、筆を置かせていただきます。



# 出産しました

出産し(て)ました

薛 史愛 (62期)

ここ4年、行事にもジュニア部にも参加できておらず、大変申し訳ありませんでした。

この度、永井先生から、「出産しました」記事のご依頼をいただいた時も、「こんなご無沙汰しているのに……」と迷ったのですが、「結婚したいです」「結婚しました」に続く「出産しました」の三部作を(?)とのありがたなお申し出でしたので、近況報告も兼ねて書かせていただくことにしました。

## 子どものこと

2017年5月30日22時26分、長女「<sup>つむぎ</sup>紬記」が生まれました。

紬記の名前は、人と人とを結ぶ縁の糸を自分なりに紡いで幸せな日々を記して行って欲しいとの願いを込めてつけました。

生まれる1ヶ月半ほど前から、早産のおそれありとのことで安静にしていたものの、予定日より2週間ほど早い出産となっていました。ちょっと不安になりましたが、生まれたばかりの娘を抱っこすると、パパそっくりの形をした小さな口で一生懸命母乳を飲もうとしたので、元気な子だと安心したのを覚えています。

当初、1度の哺乳量が少ないために1日12回、2時間おきに授乳、なぜか毎日10回も便が出るのでそのたびにオムツ交換、抱っこしないと寝ない、のトリプルパンチで、ママの睡眠が超細切れ状態になってしまいました。



3ヶ月くらいからやっとまとまって夜に寝てくれるようになり、少し楽になりました。

4ヶ月目ころから、地域の育児サポート広場に遊びに行くようになり、ふれあい遊びや保育士さん、他のお母さん方と話すことで、親にとってもよい気分転換となりました。

あれよあれよという間に娘も大きくなり、2歳6ヶ月となった今では、ぺちゃくちゃおしゃべりしながらぬいぐるみ相手の病院ごっこ、お料理ごっこ、お店屋さんごっこに夢中です。時折、「ママ、動画撮って!」とせがみ、ユーチューバーのように撮影を意識した高度なおままごとを繰り広げてくれるところが、今時の幼児だなあと感じます。

とにかくよく笑い、くすぐりにも弱いので、私はこっそり「ゲラ子ちゃん」と呼んでいます(本人も、「ママのゲラ子ちゃんここに居るよー」とアピールしてくれます)。



これからも、にこにこ笑顔で素直にまっすぐ大きくなっていてくれたらと願っています。

### 仕事のこと

2016年5月から、大津市役所のコンプライアンス推進室という部署で嘱託職員として勤務をはじめ、今年で4年目になります。

業務は、市職員からの業務に係わる法令相談がメインであり、他に、職員向けの各種研修や、審査請求・公益目的通報の事務部分の対応などがあります。

法令相談では全部署を対象としているため、市の行政活動に関するあらゆる分野の相談があり、日によって扱う法律も異なります。

市の全活動をカバーできるほどの法律知識があるはずもなく、「そんな法律（条例）があるのね……」と心の中で呟きつつ、大急ぎで裁判例や通達、運用を調べる日々です。

毎日ばたばたしていますが、職員のみなさんから「助かった」と言っていただけるのは励みになり、相談結果が市の行政活動にも直接反映されるため、充実感の得られる仕事だと感じています。

### ワークライフバランスのこと

市役所勤務の良い点として、勤務時間が固定であること、育児に関する制度が充実していることがあります。

特に、出産・育児の為の各種制度は極めて充実しており、働きながら子どもを育てるのに最適の環境ではないかと思っています。

私も、昼休みを15分短縮して終業時間を15分繰り上げる制度が利用できるおかげで、毎日午後5時10分には仕事を終え、残りの時間を家庭生活に回すことができます。

一方で、残業や休日出勤をして業務を処理する道はないので、時間内にこなしかねるかなど不安でしたが、実際にやってみると、ぎゅっと集中して仕事をし、時間までに仕上げて帰る、集中した分ヘトヘトだけれど、保育園で飛びついてくる娘の笑顔に癒やされ、ご飯を作り、食べさせ、お風呂に入れて寝かしつけながら10時前には一緒に寝てしまう、という生活サイクルは、私にはとても合っているようです。

### 今後のこと

娘も徐々に成長し、電車での長距離移動にも慣れてきたので、いずれ、娘と一緒に法友倶楽部の行事に参加できる日がくることを楽しみにしています。

今後とも、宜しく願いいたします。



# 開業しました

北新地でカラオケバー  
「ESCRUISE」を  
始めました!!

星野峻三 (66期)

セイカ法律事務所

平成29年4月にセイカ法律事務所を開設してから2年半が経過し、弊所は令和元年11月1日にカラオケバー「ESCRUISE」(エスクルーズ)をオープンさせました。

「ESCRUISE」は、心理学用語の本能的・衝動的という意味の「ES」と目的地を定めずにドライブするという意味の「CRUISE」を合わせて「気の向くままに遊ぶ」というような意味を込めた造語です。

「なぜ弁護士がカラオケバーを始めたの?」という本質を突く鋭いご質問をたくさんいただきますが、私が仕事終わりに気軽に遊べる楽しい場所を自分で作りたかったということが理由です(笑)。

具体的には、私は弁護士の同期数名で「BENROCK」※というバンド活動をするほど音楽・カラオケが大好きなのですが、1人カラオケは店員や他の客を過剰に意識してしまい恥ずかしくてなかなか行けません。カラオケ好きの友人もいますが、予定を合わせていく機会もなかなかありません。そのため、知人のカラオケバーに行くことがあるのですが、お店が貸し切りのときや、他の客が歌を歌っていないときに歌いづらい等、歌を満身に歌えないことがありました。

そこで、もっと自由に遊べる場が欲しい!

いつでも気軽に行けてカラオケが自由に歌えるような場所が欲しい!と考えました。

そして、北新地であれば、仕事帰りにサクッと寄れますし、お酒やカラオケが大好きな弁護士の先生方も来てくださるかとも思い、不動産業者に色々な物件を見させていただき、素敵なお店と出会うことができました。

しかしながら、弊所のパートナー弁護士の3人は飲食店での勤務経験がほとんどない状態で、店長になってくださった人もBAR勤務経験がなかったので、開店準備が想像以上に大変でした(笑)。



内装に関する打合せだけでも色々なカタログの見本を見ながら4時間ぐらいかけて相談し、提供するお酒の種類、価格をどうするのか、どのようなデザインのグラス、メニュー表にするのか等は、酒屋と何度も相談しながら決めました。お酒のグラス、食器、冷蔵庫、トイレ用品等の買い出しは、お店の雰囲気に合わせてどのデザインにするのか、予算をかけすぎているか等、作成した買い物リストを見ながら色々な商品を手にとってうんうん悩みながら選んでいきました。

その他は、カラオケ業者やおしぼり業者との価格交渉をする等、少しでも初期費用とランニングコストを安くするために頑張りました(笑)。

セイカ法律事務所を立ち上げたときも大変でしたが、今回はより時間のない中で、お客



様の目線をより意識しつつ開店の準備をしたので本当に大変でした。完全に甘く見ていました。

絶対に1人では納得できるクオリティを確保することができなかつたと思います。事務所の仲間と一緒に準備するからこそ忙しくても楽しく準備できたのだと思います。この場を借りて、パートナー弁護士の横枕くん、後藤くんに感謝の気持ちを伝えたいと思います(笑)。

オープン初日はたくさんの同期に囲まれてスタートすることができました。弊所の3名も含めると同期の弁護士だけで15人ぐらいいたので、ほとんど同窓会みたいな感じでした(笑)。

まだまだオープンして間がないのですが、接客業の大変さと面白さを日々痛感しております。価格は北新地のなかでは安い方だと思うのですが、お客様がBARに来てくださっただけでめちゃくちゃ嬉しいので、全員に対して割引したくなる気持ちになります。でも、利益がなければお店を続けられないし……という葛藤が毎回あります。依頼者に着手金等の説明をするときの利益相反状況が頻繁にある感じです(笑)。

今後は「ESCUISE」が皆様に愛されるような場所にするために、積極的に活動してい

きたいと思います。

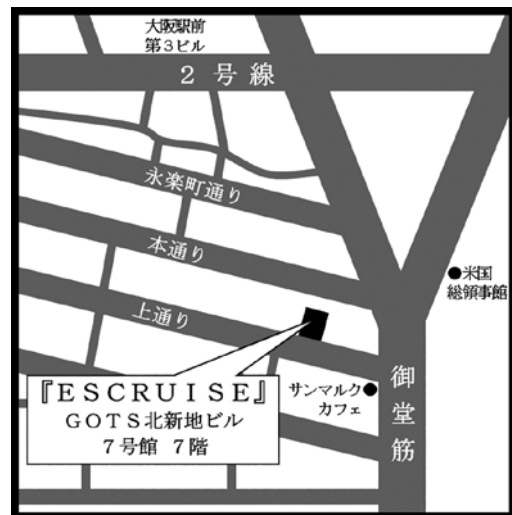
例えば、大人のカラオケ部を作って、定期的集まって複数名で楽しくカラオケをしたり、ボーカルトレーナーを講師に迎えてボーカルトレーニングを複数名で受けたりすることもできたらいいなと考えております。

もちろん、カラオケが苦手な人でも楽しい場になると思いま

すので、北新地にお越しの際は、二次会・三次会等お気軽に遊びに来ていただければ幸いです。

最後に、遊んでいる印象が強い記事になってしまったので、本業も一層頑張るという宣言をこの場でさせていただきたいと思います(笑)。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします！



※「BENROCK」は、大阪修習66期のメンバーで結成されたが、ギタリストが裁判官になるために脱退し、ドラムが声優になるために脱退する等、音楽性とは無関係に解散の危機を多数経験する。代表曲は弁護人が被疑者に会いに行くときの心境を綴った「セッケンゴー」、既婚男性に騙された独身女性の心の叫びを表現した「私の時間」等多数。

# 入会しました～よろしくお願ひします～



きむら みつのぶ  
木村 光伸 (56期)

弁護士法人法律事務所  
オーセンス大阪オフィス

生年月日 1973年10月8日  
出身地 千葉県船橋市  
出身高校 専修大学附属松戸高等学校  
出身大学・法科大学院 専修大学法学部卒、  
専修大学大学院法学研究科修士課程修了  
趣味・スポーツ ゴルフ

法友倶楽部のみなさま、はじめまして。この度、法友倶楽部への入会を認めていただいた、56期の木村光伸と申します。2008年に、弁護士法人法律事務所オーセンス（以下「当事務所」といいます）に入所し、東京都内にある当事務所で、11年間にわたり、勤務してまいりました。そして、当事務所が2019年9月2日に、関西で初めてとなる、大阪支店を開設することになり、こちらに異動してまいりました。現在、当職は、東京にいる家族と離れ、単身赴任で、大阪市内に居住しております。

当職自身は、生まれも育ちも千葉県で、残念ながら、大阪に地縁はございませんが、当職の母が若かりし頃に、心斎橋の百貨店で勤務していたようです。

当職の趣味はゴルフですが、腕前は、残念ながら、下手の横好きレベルです。最近は、土日に、京橋にある、ゴルフ練習場に行って、練習に励んでいます。

以上、簡単な自己紹介となりますが、今後とも、よろしくお願ひいたします。



みつや しゅうへい  
三津谷 周平 (67期)

弁護士法人法律事務所  
オーセンス大阪オフィス

生年月日 1987年10月4日  
出身地 福井県鯖江市  
出身高校 福井県立武生高校  
出身大学・法科大学院 同志社大学法学部  
卒、立命館大学法科大学院修了  
職歴 信託会社勤務経験  
趣味・スポーツ 海外ドラマ鑑賞、ゲーム、  
美味しいものを食べること

皆様、はじめまして。弁護士法人法律事務所オーセンスの三津谷周平と申します。

私は、以前、約4年半、大阪の別の法律事務所・信託会社にて勤務をしておりました。その後、転職活動の末、ご縁があり、現在の法律事務所に入所いたしました。令和元年9月2日に弁護士法人法律事務所オーセンス大阪オフィスが開設し、同日から同オフィスにて執務を開始しております。

私は、大学から現在まで関西で生活をしており、これまでの人生の約半分を関西で過ごしてまいりました。関西は美味しいものが多く、食べ歩きが趣味になりました。美味しいお店を探すことも趣味の一つで、オフィスが北新地から近いこともあり、北新地で美味しいお昼ご飯を探すことが、仕事の合間の楽しみになっております。

これから皆様と交流させていただけることを心より楽しみにしております。今後とも、ご指導ご鞭撻の程何卒よろしくお願ひ申し上げます。





お や い づ み どり  
小柳津 緑 (71期)

弁護士法人法律事務所  
オーセンス大阪オフィス

生年月日 1988年6月23日  
出身地 愛知県豊橋市  
出身大学 時習館高校  
法科大学院 京都大学法学部卒、神戸大学法  
科大学院修了  
趣味・スポーツ 絵を描くこと、旅行、剣道、  
水泳、ゴルフ、晴れた日のお洗濯

皆様、はじめまして。71期の小柳津緑（お  
やいづ みどり）と申します。

大学時代はゴルフ部に入部したのですが、  
日光アレルギーで長時間日光にあたることが

できないため、ラウンドの練習がほとんどで  
きず、もっぱら打ちっぱなしで練習する日々  
でした。

修習地は第三希望の「以下一任」が通り、  
愛媛県の松山になりました。愛媛県の県庁所  
在地であることも忘れかけていたほどに、  
「松山」という地には縁もゆかりもありません  
でしたが、瀬戸内海の美しさに心を奪われ、世  
の中にはたくさんの美しい景色があることに  
気づくきっかけになり、今では松山で修習が  
できたことに感謝しております。

私の地元の豊橋市は、豊橋カレーうどんが  
名物で、私も地元に戻った際にはよく食べに  
行きます。カレーうどんの下にとろろご飯が  
隠れているという、少し変わったカレーうどん  
です。豊橋にお立ち寄りの際には、是非ご  
賞味ください。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願  
ひいたします。





第10回

竹岡富美男 先生 (31期)

## 隠れ家訪問記～北浜 おつる～

高尾 奈々 (68期)

今日は、法友倶楽部の大先輩、前大阪弁護士会会長の竹岡富美男先生に、若い先生方も知っておいた方が良いお店ということで北浜「おつる」さんをご紹介頂きました。先日無罪判決を獲得された永井誠一郎先生、先日ゴルフでベストスコアを更新(79!)された山内邦昭先生、特に何の出来事もないですがとにかく美味しい料理がいただけるのとこととで食いついたワタクシ高尾奈々で訪問してきました。

場所はその名のとおりに北浜の一角、案内された個室にて、堂島川とライオン橋を歩く人々を眺めながら、愉快的な4人が揃いました。

北浜「おつる」さんは、元々ミナミ、北新地で営業されておられ、北浜に移転されてきたとのこと。

お料理はおまかせのみです。その日に調達した新鮮な旬のお魚料理とお料理に合う日本酒を出して下さります。

竹岡先生は、先日徳島で行われた人権大会後の交流ゴルフで山内先生と同組だったとのこと(山内:竹岡先生、その節はお世話になりました。またよろしく願いいたします!)。山内先生も永井先生も高尾も、法友ジュニアのゴルフ部所属(実は法友ジュニア部は、ジュニア部会派対抗ゴルフで2連覇

中。金先生、3連覇もすぐそこですよ!)なので、ゴルフ談議に花が咲きます。

さて、会話も弾んできたところで、ビールもそこそこに、早速日本酒をいただきます。

まずは、山形県の「珠韻」(酒米や精米歩合などの先入観にとらわれずにあるがままの味を感じてほしいという蔵元の意向によりほとんどのデータは非公開とのこと)から。この「珠韻」というお酒、一口いただくとお花のような香り。そのあと甘みと若干の渋みが見事に調和された味わいが広がります。これは、くいくい飲んでしまう危険なやつです。日本酒好きの永井先生が早速、くいくい飲んでます。



永井先生「今日は、例の無罪判決の件で、取材をこなしてきたところなんです」

まさに正義と人権の擁護者。カッコいい……! いつか私も言ってみたい!



付き出し3種

付き出し3種。この生姜の佃煮が甘めの「珠韻」にひたすら合う合う。ぐびぐびっと。おひたしに添えてある蟹も美味しすぎます。

竹岡先生は、生まれ変わったら蟹になるのではないかとされるくらい蟹が好きだというお話も聞くことができました。竹岡先生、蟹になったら食べることなく食べられてしまいます……！

(永井先生が悪そうな笑みを浮かべながら「寒い時期になると蟹が美味しいですね！」と竹岡先生の方を向いてつぶやいていました。)

「珠韻」を2合いただいたところで皆さん、だんだんとエンジンがかかってきました。

次の日本酒は福島県の「写楽(寫樂)」(純米)です。こちらも純米ですが、フルーティーな香り。しかし後味はすっきりしていて、どんなお肴にも合いそうです。

鱻のお寿司。臭みもまったくなく味が濃厚でした。



鱻のお寿司



マグロ、真鯛、つぶ貝、ブリ、アオリイカのお刺身

続きましては、マグロ、真鯛、つぶ貝、ブリ、アオリイカのお刺身です。どれをいただいても素晴らしいお味。見た目にも美しい盛りつけでこだわりを感じます。

竹岡先生は、おつるさんで初めて鱻の南蛮漬けを召し上がった際、その味にあまりに感動したため、ご自宅でもおつるさんの味を再現して鱻の南蛮漬けを作るようになったそうです(竹岡先生の料理秘話は法友136号でも紹介させて頂きました)。

そんな話をしていたら……。

登場しました！これが、竹岡先生一押し、名物鱻の南蛮漬けです。なにこれめっちゃ





名物鱈の南蛮漬け

くちゃ美味しい！ 私が今まで食べた鱈の南蛮漬けは何だったんだ……ざくっと香ばしい食感で身はふっくら、南蛮酢が優しいのにコクがある。

南蛮酢もごくごく飲み切って、お酒はさらにすすみ、6合目。この辺から、何をいただいたのか覚えていません。

山内先生もさらにお酒がすすみます。

山内先生「酔っ払って川に飛び込みそうです」

竹岡先生「川に飛び込むのはやめて」

そんなやり取りを挟みつつ、お話は、竹岡先生の大阪弁護士会会長時代のお話へ。

タケオカン誕生秘話や、ここでは書けない苦労話なんかもお聴きし、会長職の重責を感じました。

竹岡先生「弁護士会の会長職は一日に数回挨拶する機会があるんだけど、それがなくなると、一気にあごの筋肉が落ちた気がするね……」

会長職、凄まじい……。

お酒はさらにすすみにすすみ……。

やはり高尾（婚活中）としては、どうしても聞いてしまう奥様とのなれそめのお話。酔っ払った勢いで、失礼を承知でお話をぶっこみます。18歳頃からお付き合いされて23歳のときにご結婚されたとのこと。ふむふむ。



ドーン！ 目の前に置かれたいろいろな旬のお魚です！ お好きなお魚を選んで、お好みの方法で調理していただけます。山内先生の選んだ真鯛が……。



鯛のあら炊き

こうなりました！ 鯛のあら炊き！ 竹岡先生はカマスの塩焼きを、永井先生はノドグロの塩焼きを、私は黒メバルの煮つけをいただきました。

そして日本酒8合目。例のごとく、もはや何をいただいたか覚えていません。ただただおいしかったことだけは脳裏に焼き付いています。

『夏子の酒』という酒造りをテーマにした漫画をおすすめ頂いたことだけは翌朝に覚えていたため、さっそくAmazonで注文しました。



鱧のお吸い物

鱧のお吸い物。上品なお味。酔いつぶれて誰も写真を撮っていませんでしたが、締め  
の辛味大根そばも、大変美味しかったです。



そしてデザート。いちじくのコンポート、  
巨峰、羊羹です。いちじくのコンポートは自

家製とのこと。悶絶のうまさ。

美味しいお魚をアテに貴重なお話をお聴き  
でき、幸せなひと時でした。

法友136号の第2回法友グルメ手帖にご協  
力頂いてから3年も経たない中での再登板を  
快くお引き受けくださり大変助かりました。

竹岡先生、本当にありがとうございました！

※編者注

後日発行の電子書籍版では美味しい料理の  
写真がカラーでご覧いただけます。

【今回ご紹介いただいた店】

店名：北浜 おつる

住所：大阪府大阪市中央区北浜1丁目1番地  
28号 ビルマビル3階

電話番号：06-4706-2111

営業時間：17:00～22:00

定休日：日曜、祝日



酔っ払った状態で集合写真。背景の夜景が綺麗です

# 幹事会・総会議事録

## 第3回定例幹事会

6月27日

開催日時：令和元年6月27日(月) 正午

開催場所：大阪弁護士会館1205号室

出席者：16名

- 1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）
- 3 審議事項
  - (1) 法友倶楽部90周年記念事業実行委員会設置の件
  - (2) 法友倶楽部90周年記念事業実行委員会役職者選任の件  
→法友倶楽部90周年記念事業を令和2年11月16日 ANAクラウンホテルで開催することを決定。実行委員会の設置及び役職者選任案の提案があり、いずれも原案どおり承認。
- 4 報告事項
  - (1) 会務報告・特別報告（林裕之副会長）  
→特別報告として、憲法改正についての会長声明について、立憲主義的観点から議論を尽くすよう要請する声明を発表予定との報告。
  - (2) 常議員会報告（5月21日川本真聖常議員、6月4日大橋さゆり常議員、6月18日本間亜紀常議員）
  - (3) 各委員会及びジュニア部報告  
広報委員会（辻村幸宏委員）  
企画委員会（魚住泰宏委員長）  
親睦委員会（安藤良平委員長）  
法曹交流委員会（玉野まりこ副幹事長）  
ジュニア部（増田力ジュニア部代表幹事）
- 5 行事日程の確認

## 第4回定例幹事会

7月23日

開催日時：令和元年7月23日(火) 12時

開催場所：大阪弁護士会館1205号室

出席者：19名

- 1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）
  - 2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）
  - 3 報告事項
    - (1) 会務報告（林裕之副会長）
    - (2) 常議員会報告（7月3日橋口玲常議員）  
→憲法9条にかかる憲法改正議論についての意見書提出について、林副会長より補充報告。
    - (3) 各委員会及びジュニア部報告  
創立90周年記念事業実行委員会（満村和宏事務局長代行）  
→準備会の開催、今後の活動予定等  
広報委員会（満村和宏委員長）  
→今後の会報誌の発行方法について  
企画委員会（魚住泰宏委員長）  
法曹交流委員会（尾島史賢委員長）  
親睦委員会（安藤良平委員長）  
研修委員会（橋口玲幹事長）  
ジュニア部（増田力ジュニア部代表幹事）  
→副会長候補者の話を聞く会の実施報告
  - (4) その他  
法テラスの実務的運用についての研修会（ジュニア部対象）の実施。
- 4 行事日程の確認

## 第5回拡大幹事会

8月5日

開催日時：令和元年8月5日(月) 午後6時30分

開催場所：太閤園ガーデンホール



出席者：156名（うち会員78名）

- 1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）
- 3 審議事項  
法友倶楽部90周年記念事業の仮払金支出の件  
→可決承認
- 4 報告事項  
会務報告（林裕之副会長）
- 5 ビアパーティー開催

## 第6回定例幹事会 9月24日

開催日時：令和元年9月24日（火）12時

開催場所：大阪弁護士会館1205号室

出席者：16名

- 1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）
- 3 報告事項
  - (1) 会務報告（林裕之副会長）
  - (2) 常議員会報告（7月23日満村和宏常議員、8月6日及び8月20日川本真聖常議員、9月3日森直也常議員、9月17日大橋さゆり常議員）
  - (3) 各委員会及びジュニア部報告  
創立90周年記念事業実行委員会（橋口玲幹事長）  
広報委員会（満村和宏委員長）  
企画委員会（魚住泰宏委員長）  
法曹交流委員会（松木俊明副幹事長）  
親睦委員会（安藤良平委員長）  
研修委員会（玉野まりこ副幹事長）  
ジュニア部（増田力・高見晋祐ジュニア部代表幹事）
  - (4) 冬の総会について  
→12月17日に総会と定例幹事会を合同開催。  
会報誌「法友」の発刊のあり方について検討の予定。
- 4 討議事項
  - (1) 死刑制度の廃止に関する総会決議案について  
→死刑廃止プロジェクトチーム担当の説明を受け、質疑応答を実施。

(2) クォーター制導入について、意見交換。

- 5 行事日程の確認

## 第7回定例幹事会 10月23日

開催日時：令和元年10月23日（水）12時

開催場所：大阪弁護士会館902号室

出席者：20名

- 1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）
- 3 報告事項
  - (1) 会務報告（林裕之副会長）
  - (2) 常議員会報告（10月1日満村和宏常議員、10月21日日本間亜紀常議員）  
→死刑制度の廃止に関する総会決議案の件等
  - (3) 各委員会及びジュニア部報告  
創立90周年記念事業実行委員会（橋口玲幹事長）  
広報委員会（秋吉忍副幹事長）  
企画委員会（魚住泰宏委員長）  
法曹交流委員会（橋口玲幹事長）  
親睦委員会（安藤良平委員長）  
研修委員会（塚崎幸司委員長）  
ジュニア部（増田力ジュニア部代表幹事）
  - (4) 総会について  
→12月17日（水）総会における討議予定事項、幹事会合同開催の予定。
  - (5) その他  
あらし会提案の「日弁連の政策提言に関する意見交換会設置のご依頼」について
- 4 討議事項  
死刑制度廃止決議案に関する件について意見交換。
- 5 行事日程の確認

## 編集後記

広報委員の経験はほとんどないのに、広報委員長に就任しましたが、若手の先生方の奮闘努力に支えられ、なんとか2回目の発刊に至りました。

特集の一つは、ジュニア部の企画に福原さんと私が参加したもので、かろうじて編集に貢献したといえるかもしれませんが、それ以外は、編集長、副編集長のおかげで、充実した紙面が出来たのではないかと自負しております。親睦を中心にしつつ幅広い視点で記事を提供することで、法友倶楽部の活動を知って頂くことが出来れば幸いです。（満村和宏）

初めて編集長の大役を任されました。これまでの先輩編集長の姿勢や取組みを思い出しながらの編集でした。ライフプラン特集の丸投げに応じてくれた同期の盟友中島先生に加え、大原先生、高尾先生という優秀な副編集長に支えて頂き、無事発行に至ることができました。

お忙しい中執筆にご協力頂いた先生方、法テラス交流会で貴重なお話しをお聞かせ頂いた福原先生、満村先生（交流会当日はお二方の誕生日でした！）、交流会の開催にご尽力頂いたジュニア代表幹事の増田先生、高見先生、交流会に参加された先生方（編集者はフリーライドさせて頂きました！）、若手会員にご馳走するだけという無茶な企画にご協力頂いた竹岡先生（しかも2回目です！）、タイトなスケジュールの中、編集者からの要望に応じて頂いた耕文社の皆様、ありがとうございました。

どの記事も読み応えがありますが、中島&福本コンビによる力作『弁護士のライフプラン』は、「自分自身こういうテーマを読みたかったし、読んでためになった」と感じられるものでした。

「結婚しました」「出産しました」などの執筆を依頼するにあたって必要な情報は、各会員からの女

レコミ情報提供のみを拠り所としています。プライベートなことなので無理に執筆をお願いすることはしませんが（そういえば私も2大目の出産報告はしていないような……）、そもそも情報が十分に収集できていないという不安もあります。同期や知り合いの会員が結婚、出産した際には、広報委員会への密告情報提供をお願いします！

（永井誠一郎）

ささやかながら、編集長に大抜擢された永井先生（これからも大抜擢され続けることでしょう）のサポートをさせていただきました。

机に座ってする勉強が本当に苦手なので、「弁護士のライフプラン」の作成を通じて、自身の知識を深めることができたことにとっても満足しています。ちょっとこれは書きにくいかな……と泣く泣くカットした部分もあるので、飲み会等で出会ったら記事の話を持ってもらえたら嬉しいです。（中島裕一）

2回目の副編集長をさせていただきました。Microsoft Teamsの導入により圧倒的な情報共有体制が実現しました。これからもがんばります。

（大原靖史）

初めて副編集長を担当させていただきました。法友グルメ手帖では竹岡先生に大変美味しいお店に連れて行っていただき、副編集長をお請けして良かったと感じています。竹岡先生、誠にありがとうございました。

そして、お忙しい中、執筆にご協力いただいた先生方、本当にありがとうございました。

私も、「結婚しました」の執筆ができるよう頑張ります（←何を）。（高尾奈々）

表紙題字 故 滝井繁男先生

---

**法友 No.144**

発行日 2019年12月13日

発行 大阪弁護士会法友倶楽部  
幹事長 橋 口 玲

編集者 法友倶楽部広報委員会  
委員長 満 村 和 宏  
編集長 永 井 誠 一 郎

印刷 (株) 耕 文 社  
TEL.06-6933-5001(代)  
FAX.06-6933-5002